

(第一部)

第五回参議院内閣委員会會議録第六号

(一八三)

昭和二十四年四月二十日(水曜日)午前十時四十四分開会

委員の異動

四月十九日(火曜日)委員稻垣平太郎君辭任につき、その補欠として佐々木鹿藏君を議長において選定した。

本日の會議に付した事件

○日本國憲法第八條の規定による議決案(内閣提出、衆議院送付)

○皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○証人喚問に関する件

○委員(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。一昨日予備審査をいたしました日本國憲法第八條の規定による議決案、皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案、この二案を議題といたします。一昨日大體の質疑を終了したものと存じますが、この際質疑のおありになります方は御發言を願います。

○中川幸平君 この両案予備審査で大體質疑が済んだようでございますから、質疑を打ち切つたらどうでしょうか。

○委員(河井彌八君) 質疑終了と認めて御異議ありませんか。

○委員(河井彌八君) 御異議ないかと認めます。それでは両案に対して御意見を御述べを願います。

○中川幸平君 先般予備審査の際に申

上げたことでありますが、國民の間で震災、火災、風水害等の大きな災害のあつた際に、天皇陛下から幾ばくの御下賜金を下さるといふことは、その災害を受けた当事者に如何に感激せしめて、復興の意欲をそそるかといふことは今更申上げるまでもないことである。又沢山ありまする社会事業の御奨励の意味において、幾らかの御下賜金を賜る、或いは學術文化の奨励のためにそれ〴〵御奨励金を賜る。これらの事柄は誠にその当事者を感じせしめて、それらの事業の向上に非常な意義をもたらすものであります。私共としては誠に喜びに堪えない次第であります。従つて金額の多い少いということは問題ではありませんが、何と申しましたも貨幣價値の非常に下つた今日におきまして、やはり相當な金でなくては其の享けました國民としても異様な感じがいたすのであります。それでありますから幾分でも多く出して頂きたい。又それらの範囲も相當に拡げて頂きたいといふのが私共の考えであります。そういたしますと二百五十万円やそこらでは足らんやうに考えますが、今当局から二百五十万円出しておるのであります、今後もう一層考へて頂くといふ意味におきまして、この原案に賛成いたす次第であります。

に賛成いたす次第であります。○委員(河井彌八君) 他に御發言がありませんならばこれを以て採決いたします。両案一緒に採決いたしますが御賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔総員挙手〕

○委員(河井彌八君) 全会一致であります。つきましては、原案の通りこれは可決すべきものと決定いたしましたのでありますから、できまするならば本日の本會議におきまして委員長報告をいたしたいと存じます。そこで委員長報告の内容は本院規則第四百四條によりまして、予め多数意見者、今日の場合は御出席者全員の御承認を経なければならぬことになつております。これは委員長において両案の内容、委員会の質疑應答の要旨、討論の要旨並びに表決の結果を報告することとして御異存ないものと認めますが御異議ありませんか。

○委員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それから向本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますからどうぞ御署名を願いたいのであります。

多数意見者署名

カニ 邦彦 河崎 ナツ
町村 敬貴 荒井 八郎
中川 幸平 藤森 眞治
佐々木鹿藏 城 義臣
三好 始

○委員(河井彌八君) 次に國家行政

組織法の一部を改正する法律案、これが提案せられて、他の法案と共に内閣委員会に付託せられておりますが、今日は國家行政組織法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を政府委員から伺いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員(河井彌八君) 只今提案になりました國家行政組織法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明を申し上げます。

今回の國家行政組織法の改正の要点は、次の二点であります。その第一点は、各行政機関における事務の遂行に便ならしめるため、官房及び局に部を置くことができるようにいたしましたことであります。即ち現行の國家行政組織法におきましては、総理府、法務府及び各省には、官房、局及び課を置き、外局たる各廳及び委員会の事務局には官房、部及び課を置くことと定められていたものであります。然るに御承知のごとく政府は今回行政機構の全面的改革と人員の整理を行うことになりまして、各省廳の機構を全面的に詳細に検討し、部局の整理統合により簡素にして能率的な機構の再編成を行い、その結果に基き各省等の設置法案を目下相次いで國會に提出中であるのであります。この各省等の機構の再編成に當りまして、官房及び局に特に必要がある場合には、課の上に部を置くこととすることが、各省等の行政事務の統合と能力化のために必要であるとの

結論に達したのであります。従つて、各省等の設置法の基準たる國家行政組織法の第七條を改正して、特に必要がある場合においては、官房及び局に部を置くことができることとしたのであります。尤も部の濫設は、行政機構の複雑化を招く虞れがあるとも考えられますので、目下提案中の各省等の設置法案におきましても、部の設置は眞に必要止むを得ないものに限つておるのであります。

次に、第二点は、國家公務員法との関係におきまして、國家行政組織法に所要の改正を加えようとするものであります。その一は、各省の次官に關してであります。御承知のごとく改正前の國家公務員法におきましては、各省次官は特別職と定められていたものであります。これに基き、國家行政組織法第十七條は、各層次官を特別職とし、これにいわゆる政務官的な権限をも與え、尙國會法第三十九條においても各省次官に國會議員との兼職を認めることとしたのであります。然るに第三國會における國家公務員法の改正によりまして、各省次官は特別職とはせられないこととなりましたので、これに應じてこれを一般職とし、その権限も専ら各省の事務の総括に當ることとする必要があるのであります。今回の第七條の改正は、この必要に基き各省次官の地位権限を明らかにしたものであります。而して政務官的な権限は、現在臨時的に設置されておりますところの政務次官の制度を恒久化し、政務次官

にこれを行わしめることが、最も適当な方法であると信じております。現在の、政務次官の臨時設置に関する法律の恒久化のための法律案は、国会の側において、議員提出法案として目下準備しておられることと承知いたしております。その二は、國家公務員法におきましては、内閣総理大臣秘書官は三人以内置くことができることとなつておるのであります。又内閣総理大臣の職務の遂行のためには、最小限度三人の専任秘書官を必要とすると考えられます。従つて國家行政組織法の第十八條におきましては二人とありますのを、三人と改めることといたしました。

以上が本法律案の内容であります。行政機構の合理化、能率化と、國家公務員法との関連におきましては、これも必要なる改正であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに可決せられんことを願います。

○委員長(河井彌八君) 御質疑がありませんならばこの際願います。

○中川幸平君 この附則に「この法律は、公布の日から施行する。」と書いてありますが、これはどういう意味でありますか。

○政府委員(佐藤功君) これは、國家行政組織法は先般施行期日が延期になりましたして、御承知のごとく六月一日から施行せられるのであります。この改正法案はその部分につきましてこの公布の日から施行いたしましたも、その改正法案によりまして、直りました部分を加えました全体としての行政組織法といふものは、六月一日から施行になるわけでありまして、

○中川幸平君 暫く休憩して懇談したいと思つております。

○委員長(河井彌八君) 諸君にお話しますが、今日は議案の審議についてはこの程度で止めようと思つております。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それではこれで速記を止めます。

午前十一時一分速記中止

午後零時三分速記開始

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて。それでは行政機構の簡素化並びに整理問題に關し、公聴会を開く旨の意見もありました。審議期間等の關係上、証人の形式を以て学識経験者並びに各界の代表者の意見を聴くことにしたいと思つて存じますが如何でしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) つきましては、証人の数、選定方法及び日時等について決定したいと思つて存じます。

○中川幸平君 証人の数は五名位では如何でしょうか。

○力ニエ郎君 私は証人の数を八乃至十名必要だと思つて存じます。その選出方法については学識経験者は勿論ですが、現場の人等も適当に選んで頂きたい。

○委員長(河井彌八君) 速記を止めて。(速記中止)

○委員長(河井彌八君) 速記を始め。証人は八名、日時は四月二十八日午前十時、人選は委員長の方で更に研究の上最後の決定することにして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないものと認めます。本日はこれにて散会いたします。

午後零時八分散会

出席者は左の通り。

委員長	河井 彌八君
理事	カニエ邦彦君 中川 幸平君 藤森 眞治君
委員	河崎 ナツ君 荒井 八郎君 城 義臣君 佐々木鹿藏君 町村 敬貴君 三好 始君
政府委員	宮内府次長 林 敬三君 宮内府事務官 塚越 虎男君 (皇室經濟主管) 総理事務官 大野木克彦君 (行政管理) 佐藤 功君 (行政事務官) (管理第一課長)

四月十八日日本委員会に左の事件を付託された。

一、中央出先機関整理に關する請願(第四百五十七号)

一、東京芝浦電氣株式会社に対する過度經濟力集中排除法適用除外に關する請願(第四百六十八号)

一、國立博物館職員を行政整理の対象より除外するの請願(第五百二十六号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する請願(第五百三十一号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する請願(第五百六十一号)

一、東京芝浦電氣株式会社網干工場存置に關する請願(六通)(第五百七十六号)

一、恩給資格復活に關する陳情(第二百十四号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(五通)(第二百二十二号)

一、砂防事業の一元化に關する陳情(第二百二十九号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(二通)(第二百四十二号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、東京芝浦電氣株式会社網干工場存置に關する請願(六通)(第五百七十六号)

一、恩給資格復活に關する陳情(第二百十四号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(五通)(第二百二十二号)

一、砂防事業の一元化に關する陳情(第二百二十九号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(二通)(第二百四十二号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

一、砂防事業の一元化及び砂防局設置に關する陳情(第二百四十八号)

過度經濟力集中排除法に基いて持株整理委員会は東京芝浦電氣株式会社再編成の指令案を公示した。その要旨は、同社が過度の經濟力の集中であるとの理由から同社經營の二十八工場の処分及び東芝車輛株式会社合併を前提とする同社株式の再所得を含むものであるが同指令案によれば、同社は重電氣部分についてのみ經濟力の集中を認められてはいるが、これは先頃指定解除の三菱電氣会社と同程度であり、また重電氣部門の二十三工場の処分と重電氣部門の子会社である東芝車輛会社の合併を含む等の不合理があつて、法令上の疑点も多く残されてはいるが、特に東芝經營の特性である各工場の有機的結合を破壊し、漸く軌道にのりかけた生産を阻害するものであるから、諸種の事情を考慮されて、同社に対して適用除外の措置を講ぜられたいとの請願。

第百二十六号 昭和二十四年四月七日受理

請願者 東京都台東区上野公園内 國立博物館職員組合 内 蓮實重康外二百二十名

紹介議員 團伊能君 大野木秀次郎君 玉屋章君 黒川武雄君

國立博物館は、はるかなる古文化財の保管、警備の責に任じ、社会教育機關として、またわが國唯一の総合的美術研究啓発機關として、更に今回の法隆寺火災を契機として古美術調査保存の實質的担当者としての重要性をもつものである。

請願者 東京都台東区上野公園内 國立博物館職員組合 内 蓮實重康外二百二十名

紹介議員 團伊能君 大野木秀次郎君 玉屋章君 黒川武雄君

國立博物館は、はるかなる古文化財の保管、警備の責に任じ、社会教育機關として、またわが國唯一の総合的美術研究啓発機關として、更に今回の法隆寺火災を契機として古美術調査保存の實質的担当者としての重要性をもつものである。

請願者 東京都台東区上野公園内 國立博物館職員組合 内 蓮實重康外二百二十名

紹介議員 團伊能君 大野木秀次郎君 玉屋章君 黒川武雄君

國立博物館は、はるかなる古文化財の保管、警備の責に任じ、社会教育機關として、またわが國唯一の総合的美術研究啓発機關として、更に今回の法隆寺火災を契機として古美術調査保存の實質的担当者としての重要性をもつものである。

請願者 東京都台東区上野公園内 國立博物館職員組合 内 蓮實重康外二百二十名

紹介議員 團伊能君 大野木秀次郎君 玉屋章君 黒川武雄君

國立博物館は、はるかなる古文化財の保管、警備の責に任じ、社会教育機關として、またわが國唯一の総合的美術研究啓発機關として、更に今回の法隆寺火災を契機として古美術調査保存の實質的担当者としての重要性をもつものである。

請願者 東京都台東区上野公園内 國立博物館職員組合 内 蓮實重康外二百二十名

紹介議員 團伊能君 大野木秀次郎君 玉屋章君 黒川武雄君

國立博物館は、はるかなる古文化財の保管、警備の責に任じ、社会教育機關として、またわが國唯一の総合的美術研究啓発機關として、更に今回の法隆寺火災を契機として古美術調査保存の實質的担当者としての重要性をもつものである。

請願者 東京都台東区上野公園内 國立博物館職員組合 内 蓮實重康外二百二十名

紹介議員 團伊能君 大野木秀次郎君 玉屋章君 黒川武雄君

國立博物館は、はるかなる古文化財の保管、警備の責に任じ、社会教育機關として、またわが國唯一の総合的美術研究啓発機關として、更に今回の法隆寺火災を契機として古美術調査保存の實質的担当者としての重要性をもつものである。

請願者 東京都台東区上野公園内 國立博物館職員組合 内 蓮實重康外二百二十名

紹介議員 團伊能君 大野木秀次郎君 玉屋章君 黒川武雄君

國立博物館は、はるかなる古文化財の保管、警備の責に任じ、社会教育機關として、またわが國唯一の総合的美術研究啓発機關として、更に今回の法隆寺火災を契機として古美術調査保存の實質的担当者としての重要性をもつものである。

請願者 東京都台東区上野公園内 國立博物館職員組合 内 蓮實重康外二百二十名

紹介議員 團伊能君 大野木秀次郎君 玉屋章君 黒川武雄君

國立博物館は、はるかなる古文化財の保管、警備の責に任じ、社会教育機關として、またわが國唯一の総合的美術研究啓発機關として、更に今回の法隆寺火災を契機として古美術調査保存の實質的担当者としての重要性をもつものである。

ある、しかして、これが職責遂行に当る職員は極めて専門的學術經驗技術を必要とするものであつて、後継者の養成は一朝にして期しうるものではない。貴重な文化財をなるべく完全な姿のまま次代に継がせる管理、整備の重要任務から見ても、今般の行政整理の対象とされることは遺憾である。しかし、博物館事業の機構及び人員の拡充は、世論の一致しているところであるから、国立博物館職員を行政整理の対象から除外せられたいとの請願。

第五百三十一号 昭和二十四年四月七日受理
砂防事業の一元化及び砂防局設置に関する請願
請願者 愛媛縣周桑郡中川村長 余吾一角外十名

紹介議員 久松定武君
愛媛縣下の各河川は、河床が急こう配の上に、戦時中の山林の乱伐のため、毎年の出水毎に沿岸地域にじん大な災害を興えているから、砂防事業の施行促進は喫緊の急務とされているので、本縣の治水砂防五箇年計画遂行のため、砂防事業費の増額とともに、砂防局の設置によつて、農業水利行政と砂防行政との一元化を図られて、事業の強力な推進を期せられたとの請願。

第五百六十一号 昭和二十四年四月七日受理
砂防事業の一元化及び砂防局設置に関する請願
請願者 群馬縣群馬郡埴田町群 馬縣治水砂防協会内 石井清

紹介議員 木槍三四郎君
この請願の趣旨は、第五百三十一号と

同じである。
第五百七十六号 昭和二十四年四月八日受理
東京芝浦電氣株式会社網干工場存置に関する請願(六通)

請願者 兵庫縣姫路市議會議長 壺坂又吉外五名
紹介議員 田中儀信君
本年二月十八日附を以つて持株会社整理委員会より兵庫縣姫路市所在の東京芝浦電氣株式会社網干工場を、過度経済力集中排除法による処分工場とする指令案が発表されたのであるが、同工場は西播磨地方臨海大工業地区造成の中心工場として、地元民の廣大な耕作地及び漁場を犠牲として設置せられたのである、しかしして当地方民は農漁業を主業として居るが、耕地面積の少いためその子弟を同工場に送り、生活を維持する者が大半を占め、同工場を失ふことは地元民の民生に重大なる影響を興えるものであるから、当地方の發展と民生安定の見地から、同工場を従来通り東芝の一工場として存置せられたいとの請願。

第二十四号 昭和二十四年四月二日受理
恩給資格復活に関する陳情
陳情者 福岡縣戸畑市打越町五ノ二二 柏木秀夫

諸種の犯罪者が、減刑又は復権の恩典に浴しているにもかかわらず、懲戒処分を受けて恩給資格を失つた者は、永久にその資格が回復できないので、老後に恩給に託して官務に生涯を捧げながら僅かな事故で恩給資格を失つた者は、退職後の生活が極めて困窮している。特に刑事重犯罪でさえ復権の恩典

があるのに対し、僅かな事故で懲戒処分を受け、その後再び官吏として奉職した者が終身その資格の回復ができないことは、社会上及び人道上重大な問題であるから、官吏で恩給資格を失つた者には、老後の生活を保護するため、年令を制限する等の方法により恩給受給資格を回復せしめられたいとの陳情。

第二百二十二号 昭和二十四年四月四日受理
砂防事業の一元化及び砂防局設置に関する陳情(五通)
陳情者 栃木縣河内郡藤井村長 沼尾六郎外三十九名

治水の根本施策である砂防工事が建設省と農林省に分れて居るため、一貫した計画の施行が困難であるばかりでなく、労資ともに冗費が多く治山治水上遺棄であるから、この際農林省所管の砂防工事を建設省に移し、同省に砂防局を設置して山地けい流を包含する水源治水の一貫施策により治水の完べきを期せられたいとの陳情。

第二百三十九号 昭和二十四年四月六日受理
砂防事業の一元化に関する陳情
陳情者 新潟縣中頸城郡矢代村長 丸山善助外九名

終戦後数年間各地に大水害が相次いで起り、国内各河川の悪化荒廃はその極に達している状態であり、このまま放置すれば日本建設の基礎はくずれて、民力復興は望まれないことになる。殊に新潟縣各村は全體的にまれな地り地帯であるため、数十年前から砂防工事を実施しているが、現在重要な砂防行政機構は建設、農林両省の所管に

別しており一連性がないため、治水計画はいたずらに國費の濫費となりその効果を半減するものであるから、この際、両者を統合し、治山治水を強力に推進しその効果を挙げるよう、砂防事業の一元化を図られたいとの陳情。

第二百四十二号 昭和二十四年四月六日受理
砂防事業の一元化及び砂防局設置に関する陳情(二通)
陳情者 大分縣宇佐郡河川村長 安部邦夫外百三十五名

陳情の趣旨は、第二百二十二号と同じである。
第二百四十八号 昭和二十四年四月七日受理
砂防事業の一元化及び砂防局設置に関する陳情(二通)
陳情者 栃木縣那須郡佐久山町長 森大晴外二十九名

この陳情の趣旨は、第二百二十二号と同じである。
四月十九日日本委員会に左の事件を付託された。(予備審査のための付託は四月十四日)
一、日本國憲法第八條の規定による議決案
一、皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案
一、内閣法の一部を改正する法律案
一、總理府設置法案
一、國立世論調査所設置法案
一、地方自治廳設置法案
一、外務省設置法案

一、大藏省設置法案
一、法務廳設置法等の一部を改正する法律案
一、厚生省設置法案
一、郵政省設置法の一部を改正する法律案
一、電氣通信省設置法の一部を改正する法律案
一、國家行政組織法の一部を改正する法律案
内閣法の一部を改正する法律案
内閣法の一部を改正する法律案
内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。
第十二條の次に次の四條を加える。
第十三條 内閣官房に内閣官房長官一人を置く。
第十四條 内閣官房に、内閣官房副長官二人を置く。
第十五條 内閣官房に内閣總理大臣、法務總裁及び各省大臣以外の各國務大臣及び内閣官房長官に附屬する職員として、秘書官各一人を置く。
2 前項の秘書官で、國務大臣に附屬する秘書官は、國務大臣の、内閣官房長官に附屬する秘書官は、内閣官房長官の命を受け、機密に關する事務を掌り、又は臨時に命

三

761

を受け内閣官房その他関係各部署の事務を助ける。

第十六條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第十一條、第十二條第一項及び第三項並びに第十四條の規定の適用については内閣官房に係る事項は、内閣総理大臣の所掌事項とする。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 この法律施行の際現在に在職する内閣官房次長は、第十四條の内閣官房副長官となつたものとする。

3 内閣官房職員設置制(昭和二十二年政令第二号)は、を廃止する。但し、法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定めのある場合を除くの外、内閣官房に属する従前の機関及び職員は、総理府設置法(昭和二十四年法律第 号)に基く相当の機関及び職員となり同一性をもつて存続するものとする。

4 他の法令中「内閣書記官長」とあるのは「内閣官房長官」、「内閣官房次長」とあるのは「内閣官房副長官」と読み替へるものとする。

総理府設置法案
総理府設置法
目次

第一章 総則(第一條—第四條)

第二章 本府

第一節 内閣部局(第五條—第九條)

第二節 附屬機関(第十條—第十六條)

第三章 外局(第十七條、第十八條)

第四章 職員(第十九條—第二十二條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、総理府の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともにその所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、総理府を設置する。

2 総理府の長は、内閣総理大臣とする。

(総理府の任務)

第三條 総理府は、左に掲げる國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一 恩給、統計及び榮典に関する事務並びに新聞出版用紙の割当
二 各行政機関の施策及び事務の総合調整
三 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む。)で総理府の所掌に属せしめられた行政事務

(総理府の権限)

第四條 総理府は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
二 収入金を徴收し、所掌事務の

遂行に必要な支拂をすること。
三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
五 不用財産を処分すること。
六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及びこれを管理すること。
八 職員に貸與するために宿舍を設置し、及びそれを管理すること。
九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。
十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をすること。
十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。
十二 総理府の公印を制定すること。
十三 官報及び法令全書の編集及び印刷並びに内閣所管の機密文書の印刷について指揮監督すること。
十四 榮典を授與すること。
十五 榮典の授與及びはく奪に關し審査すること。
十六 恩給を受ける権利を裁定し、及び恩給に関する具申について裁決すること。
十七 各種の統計調査を行うこと。
十八 新聞出版用紙の割当を行う

こと。
十九 國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)及びその他の法令の範囲内で、給與、勤務時間その他政府職員の勤務の條件を定めること。
二十 前各号に掲げるものの外他の行政機関に属しない事項及び條約、法律又は命令に基き総理府に属せしめられた行政事務を行うこと。

第二章 本府

第一節 内閣部局

第五條 本府に、大臣官房及び左の三局を置く。

恩給局
統計局
新聞出版用紙割当局

2 大臣官房に、賞勳部を置き、統計局に、左の三部を置く。
人口部
經濟部
製表部
(大臣官房の事務)

第六條 大臣官房においては、総理府の所管行政に關し、左の事務をつかさどる。
一 機密に關すること。
二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事及び教養及び訓練に關すること。
三 内閣総理大臣の官印及び府印を制定し、及び管守すること。
四 公文書類を起草し、接受し、発送し、編集し及び保存すること。
五 官報及び法令全書の編集及び印刷並びに内閣所管の機密文書

の印刷の指揮監督に關すること。
六 大臣官房所管圖書を管理すること。
七 經費及び收入の予算、決算及び會計並びに會計の監査に關すること。
八 行政財産及び物品を管理すること。
九 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。
十 行政の考査を行うこと。
十一 公報に關すること。
十二 法令案の審査に關すること。
十三 各行政機関の施策及び事務の総合調整に關すること。
十四 他の行政機関の所掌に属しない事務についてこれを調査し、企画し、及び立案すること。
十五 公職に關する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)及び市町村長の立候補禁止等に関する勅令(昭和二十二年勅令第三号)の施行並びにその統轄に關すること。
十六 財閥同族支配力排除法(昭和二十三年法律第二号)に基き内閣総理大臣の権限に属する事項に關すること。
十七 調査及び統計(統計局の所掌に属するものを除く。)の一般に關すること。
十八 榮典制度に關し調査し、研究し、及び企画すること。
十九 勲位、勲章に關すること。
二十 記章、ほう章その他の賞件に關すること。
二十一 外國の勲章、記章の受領

二 収入金を徴収し、所掌事務の
十八 新聞出版用紙の割当を行う
印刷並びに内閣所管の機密文書
二十一 外國の勳章、記章の受領

及び常用に関すること。
二十二 前各号に掲げるものの外、
總理府の所掌事務で他局及び他の機關の所掌に属さない事務に関すること。

2 大臣官房においては、前項の事務の外、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二條に定める内閣官房の所掌に属する事務をつかさどる。
3 大臣官房賞勳部においては、第一項第十八号から第二十一号までに規定する事務をつかさどる。
(恩給局の事務)

第七條 恩給局においては、左の事務をつかさどる。
一 恩給制度に関する調査し、研究し、及び企画すること。
二 恩給を受ける権利の裁定に関すること。
三 恩給に関する具申の裁決に関すること。
四 恩給の支給及び負担に関すること。

(統計局の事務)
第八條 統計局においては、左の事務をつかさどる。
一 國勢調査その他國勢の基本に関する統計調査の実施及び製表を行うこと。
二 國の行政機關又は地方公共團體の委託を受けて各種の統計調査の実施及び製表を行うこと。
三 統計職員養成所を設け、その調査の実施及び製表を行うこと。
四 統計技術の研究を行うこと。
五 統計に関する図書及び資料を収集し、整備、編集し、及び刊行すること。

2 前項の事務のうち、國勢調査その他

の他人口に関する統計調査の実施は、統計局人口部において、経済に関する統計調査の実施は、統計局経済部において、各種統計調査に製表は、統計局製表部においてつかさどる。

(新聞出版用紙割当局の事務)
第九條 新聞出版用紙割当局においては、新聞出版用紙の割当に関する法律(昭和二十三年法律第二百一十一号)の定めるところにより、新聞出版用紙の割当に関する事務をつかさどる。
第二節 附屬機關

第一節 内閣委員会
第六号 昭和二十四年四月二十日、(参議院)

第十條 第十六條に規定するものの外、本府に、左の附屬機關を置く。
一 統計職員養成所
二 統計職員養成本部
三 日本學術會議
四 國立世論調査所
(ふつ情報局)

第十一條 統計情報局に、ふつに関する状況の調査、通報、銘録票の作成並びにその補修、金品の取扱調査、遺留金品の保管並びにその調査及び関係者に対する送付、相手國戦死者につき関係行政機關等において知得した事及び相手國にふつとなつた者に関する状況の調査に関する事務を取り扱う機關とする。

2 統計情報局は、東京都に置く。
3 統計情報局の内部組織は、總理府令で定める。
(統計職員養成所)

第十二條 統計職員養成所は、國の行政機關及び地方公共團體の職員

に對して、統計事務に従事する幹部職員として必要な職務上の訓練を行う機關とする。
2 統計職員養成所は、東京都に置く。
3 統計職員養成所の内部組織は、總理府令で定める。
(新給與実施本部)

第十三條 新給與実施本部は、政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の完全な実施を確保し、その目的を達成するため設けられる機關とする。
2 新給與実施本部の内部組織は、政府職員の新給與実施に関する法律で定めるものを除くの外、總理府令で定める。
(日本學術會議)

第十四條 日本學術會議は、わが國の科學者の内外に對する代表機關として、科學の向上発達を図り、行政、産業及び國民生活に科學を反映浸透させるための機關とする。
2 日本學術會議は、東京都に置く。
3 日本學術會議の組織及び所掌事務については、日本學術會議法(昭和二十三年法律第二百一十一号)の定めるところによる。
(國立世論調査所)

第十五條 國立世論調査所は、世論に基く政策の樹立及び行政の運営に資する目的で世論の調査を自主的且つ公正に行つた機關とする。
2 國立世論調査所は、東京都に置く。
3 國立世論調査所の組織及び所掌事務については、國立世論調査所

設置法(昭和二十四年法律第 号)の定めるところによる。
(その他の附屬機關)
第十六條 左の表の上欄に掲げる機關

種類	目的
恩給審査會	恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定に基き恩給に関する事項を審査すること。
交通事業調整審議會	運輸大臣及び建設大臣の諮問に應じて陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)第二條第一項、第三條第三項、第五條及び第十二條に規定する事項を調査審議すること。
食糧対策審議會	内閣總理大臣の諮問に應じて、食糧対策に関する重要事項を調査審議すること。
教育刷新審議會	教育に関する重要事項を調査審議すること。
地方制度調査會	内閣總理大臣の諮問に應じて、地方行政に関する事項を調査審議すること。
中央災害救助対策協議會	災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)に基き災害の救助その他緊急措置の適切円滑な実施を図ること。
地方災害救助対策協議會	地方災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)に基き地方災害の救助その他緊急措置の適切円滑な実施を図ること。
救済対策協議會	救済事業に関する基本的計画及びその他重要事業を調査審議すること。
引揚同胞政策審議會	引揚同胞政策審議會法(昭和二十三年法律第二百一十二号)に基き在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。
地方稅審議會	地方稅法(昭和二十三年法律第十号)に基き地方稅に関する事項を調査審議すること。
檢察審査會	檢察廳法第二十三條第一項に規定する事項に関する審査を行うこと。
科學技術行政協議會	科學技術行政協議會法(昭和二十三年法律第二百一十三号)に基き日本學術會議と緊密に協力し、科學技術の行政に反映させるための諸方策及び各種行政機關相互の間の科學技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議すること。
社會保障制度審議會	社會保障制度審議會設置法(昭和二十三年法律第二百一十六号)に基き社會保障制度につき調査、審議及び勧告を行うこと。
宿舍審議會	國家公務員の宿舎に関する法律(昭和二十四年法律第 号)に基き内閣總理大臣の諮問に應じて國家公務員の宿舎の設置、維持及び管理その他重要事項を調査審議すること。

選挙制度調査会
内閣総理大臣の諮問に應じて国会議員の選挙及び地方公共団体における選挙に関する制度について調査審議する。

新聞出版用紙
新聞出版用紙の割当に関する法律(昭和二十三年法律第二十一号)に基づき、新聞出版用紙の割当に関する重要事項を審議すること。

2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(法律に基く命令を含む)に別段の定めがある場合を除くの外政令で定める。

第三章 外局
(外局)
第十七條 國家行政組織法第三條第一項の規定に基いて、総理府に置かれる外局は、左の通りとする。

公正取引委員会
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)

全國選挙管理委員会
全國選挙管理委員会設置法(昭和二十四年法律第九号)

國家公安委員会
警察法(昭和二十二年法律第九十六号)

公職資格訴訟審査委員会
公職に関する職務禁止、退職等に関する勅令の規定による審査該当者の指定の特免に関する政令(昭和二十四年政令第三十九号)

外國爲替管理委員会
外國爲替管理委員会令(昭和二十四年政令第五十三号)

宮内廳
宮内廳法(昭和二十二年法律第七十号)

特別調達廳
特別調達法(昭和二十四年法律第九号)

賠償廳
賠償廳臨時設置法(昭和二十三年法律第三号)

行政管理廳
行政管理廳設置法(昭和二十三年法律第九十三号)

地方自治廳
地方自治廳設置法(昭和二十四年法律第九号)

統計委員会
統計法(昭和二十二年法律第十八号)

公正取引委員会
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)

全國選挙管理委員会
全國選挙管理委員会設置法(昭和二十四年法律第九号)

國家公安委員会
警察法(昭和二十二年法律第九十六号)

公職資格訴訟審査委員会
公職に関する職務禁止、退職等に関する勅令の規定による審査該当者の指定の特免に関する政令(昭和二十四年政令第三十九号)

外國爲替管理委員会
外國爲替管理委員会令(昭和二十四年政令第五十三号)

宮内廳
宮内廳法(昭和二十二年法律第七十号)

特別調達廳
特別調達法(昭和二十四年法律第九号)

賠償廳
賠償廳臨時設置法(昭和二十三年法律第三号)

行政管理廳
行政管理廳設置法(昭和二十三年法律第九十三号)

地方自治廳
地方自治廳設置法(昭和二十四年法律第九号)

大臣を助け、総理府所掌の事項について政務に参画し、府務を整理し、並びに各部局及び機關の事務を監督する。

(内閣官房副長官)
第二十條 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行う外、内閣総理大臣の定めるところにより、総理府所掌の事項について、上官を職務を助ける。

(その他の職員)
第二十一條 前二條に定める職員の外、総理府に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法の定めるところによる。

(定員)
第二十二條 総理府に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則
1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 國家公務員法第三條及び第九十八條の規定により、恩給制度が人事院において運用せられるに至つた場合においては、その限度において、恩給に関する事務及び権限は、総理府の所掌事務及び権限から除かれるものとする。

3 左の法令は、廃止する。但し、法律(法律に基く命令を含む)に別段の定めがある場合を除く外、従前の機関及び職員は、この法律に基く相當の機関及び職員となり同一性をもつて存続するものとする。

總理廳官制(昭和二十三年政令第三号)
總理廳部内臨時職員設置制(昭和十八年勅令第八十九号)

賞勳局官制(明治二十六年勅令第十六号)
勳章情報局官制(昭和十六年勅令第四百四十六号)
新聞出版用紙割当事務廳設置法施行令(昭和二十三年政令第二百三十二号)
臨時行政機構改革審議会令(昭和二十三年政令第四十号)
總動員補償委員会規程(昭和二十三年勅令第四百七十四号)
恩赦制度審議会官制(昭和二十二年政令第二百六号)

4 前項但書の規定は、職員の見員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

6 他の法令中「総理廳」とあるのは「総理府」と、「総理廳令」とあるのは「総理府令」と読み替えるものとする。

國立世論調査所設置法案
國立世論調査所設置法
(目的及び設置)
第一條 世論に基く政策の樹立及び行政の運営に資する目的で世論の調査を自主的且つ公正に行うため、この法律により、総理府の附屬機關として國立世論調査所(以下「調査所」という)を設置する。(職務及び権限)
第二條 調査所は、党派にとらわれない自主的機關であつて、前條の目的を達成するために、左に掲げる事項をつかさどる。
一 政府の施策に関し、世論を科学的に調査すること。
二 世論の調査の結果を内閣及び關係行政機關に報告し、及びこれを一般に公表すること。

三 地方公共団体及びその他の者が行う世論の調査に対して必要な助言及び協力をすること。
四 世論及び世論の調査方法を研究し、並びにこれらに関する資料を収集すること。
五 世論の調査の普及發達を図ること。

第三條 調査所及び調査所の職員は、前條に規定する事務を遂行するに当り、左に掲げる行為をしてはならない。
一 特定の政党政派を利用する目的で調査を実施すること。
二 調査の結果を特定の政党政派のために利用すること。
三 調査を思想の統制又は取締に利用すること。
四 調査によつて知り得た個人の秘密を漏らすこと。
五 調査のために知り得た個人に対して回答を強要すること。

第四條 調査所は、必要がある場合においては、世論の調査を他に委託し、又は他から委託された世論の調査を行うことができる。(世論調査審議会)
第五條 調査所に、世論調査審議会(以下「審議会」という)を置く。
2 審議会は、左に掲げる事項をつかさどる。
一 調査所の事業方針を定めること。
二 調査の実施計画を定めること。
三 調査の結果の發表方法を定めるところ。
四 前各号に掲げるものの外、調査所の運営に関する重要事項を

第十九條 内閣官房長官は、内閣法に定める職務を行う外、内閣総理

第六條 審議会は、七人の委員で組織する。

2 委員は、世論の調査に關係のある民間の團體が推薦する学識経験のある者のうちから、審議会の同意を得て、内閣総理大臣が命ずる。

3 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができなく。

第七條 審議会に、委員長一人を置く。

2 委員長は、審議会の議長となり、会務をつかさどる。

3 委員長は、委員のうちから、互選する。委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。

(所長)
第八條 調査所に、所長一人を置く。所長は、所務を掌理する。

2 所長は、世論の調査について専門的知識を有する者のうちから、審議会の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

(職員)
第九條 調査所に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の定めるところによる。

第十條 調査所に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

(命令への委任)
第十一條 この法律に定めるものの外、審議会に關し必要な事項は政令で、調査所の内部組織及び運営

に關し必要な事項は総理府令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 審議会の最初の委員は、第六條の調査に關係のある民間の團體が推薦する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

3 審議会の最初の委員のうち、三人の任期は一年、他の四人の任期は二年とし、最初の会議において抽せんて定める。

地方自治廳設置法案
(目的)
第一條 この法律は、地方自治廳の所掌事務の範圍及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)
第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、総理府の外局として地方自治廳を設置する。

2 地方自治廳の長は、地方自治廳長官とし、國務大臣をもつて充てる。

(任務)
第三條 地方自治廳は、國と地方公共團體との連絡及び地方公共團體相互間の連絡協調を図るとともに、國家公益と地方公共團體の自主性との間に調和を保ちつつ地方公共團體の自治権を擁護し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを任務とする。

(地方自治委員会)
第四條 地方自治廳に、地方自治委員会を置く。

2 地方自治委員会委員は、長官及び左に掲げる者につき内閣総理大臣の任命した地方自治委員六人をもつて組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者 一人
二 參議院議員のうちから參議院の指名した者 一人
三 全國の都道府縣知事の連合組織がその代表者として推薦した者 一人

四 全國の市長の連合組織がその代表者として推薦した者 一人
五 全國の町村長の連合組織がその代表者として推薦した者 一人

六 学識経験のある者 一人
3 前項第三号から第六号までに掲げる者を任命する場合においては、同議院の同意を経なければならぬ。

(地方自治廳の権限)
第五條 地方自治廳は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 予算の範圍内で所掌事務の遂行に必要な契約をすること。
二 収入金を徴收し、及び所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。
六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員的人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のために必要な施設をし、及び管理すること。
八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に關する統計及び調査資料を収集し、頒布し、又は刊行すること。
十 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十一 地方自治廳の公印を制定すること。
十二 内閣総理大臣の権限に屬する左に掲げる事項を補佐すること。

(一) 國家行政組織法第十六條第一項の規定による地方公共團體の長の申出を受理し、これに關する調査を行い、關係各大臣に対し必要な指示をし、その他適当な措置を講ずること。

(二) 地方公共團體の区域の變更に關する処分をし、又はこれに關する都道府縣知事の処分の届出を受理すること。

(三) 都道府縣に關する直接請求及び都道府縣の議會の結果並びに都道府縣の條例の制定又は改廃に關する報告を受理すること。

(四) 地方自治法(昭和二十二

年法律第六十七号)第四百四十六條の規定による手続を採ること。

(五) 地方自治法第二百四十七條の規定による手続を採ること。

(六) 一の地方公共團體のみに適用される特別法の一般投票の手続及び当該法律の公布の手続を採ること。

(七) 都道府縣及び特別市の加入する地方公共團體の組合の設立、加入團體の増減、共同処理事務の変更又は組合規約の変更を許可し、及びその解散の届出を受理すること。

(八) 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により、法人の設立を許可すること。

(九) 地方税法(昭和二十三年法律第十号)第七條の規定により事業税の課税標準たる所得金額に關する異議の決定をすること。

(十) 地方税法第八條の規定により事業税附加税の課税標準たるべき本税額に關する異議の決定をすること。

(十一) 地方税法第三十六條の規定により、特別徴收義務者をして徴收させることができる地方税の税目を指定すること。

(十二) 地方税法第四十四條の規定により、証紙徴收をすることができるとする地方税の税目を指定すること。

(十三) 地方税法第九十八條の

規定により、道府縣の課税権の帰属等について決定をする

(十四) 地方税法第二百二十二條の規定による報告を受理すること。

(十五) 地方税法第二百二十三條の規定に基づく地方公共団体の條例に関する審査の請求、取消又は変更に関すること。

(十六) 地方配付税を配付すること。

(十七) 地方債の発行に關して許可を與えること。

(十八) 國庫負担地方職員の各地方公共団体別の定員を決定すること。

(十九) 地方公共団体の行方当せん金附証票の發賣を許可すること。

(二十) 地方競馬を行うことができる都市を指定すること。

(二十一) 前各号に掲げるものの外、法律(法律に基づく命令を含む)に基き地方自治廳に屬せしめられた権限

(内部部局)
第六條 地方自治廳に、長官官房及び左の二部を置く。

連絡行政部
財政部
(特別な職)
第七條 地方自治廳に、次長を置く。

2 次長は、地方自治廳長官を助け、廳務を整理し、各部局の事務を監督する。

(長官官房の所掌事務)
第八條 長官官房においては、左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。
二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

三 長官の官印及び廳印を管掌すること。

四 公文書類を接受し、發送し、編集し、及び保存すること。

五 經費及び収入の予算、決算並びに會計の監査に關すること。

六 國有財産及び物品を管理すること。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。

八 調査及び統計に關すること。

九 行政の考査を行うこと。

十 公報に關すること。

十一 法令案の審査その他総合調整に關すること。

十二 前各号に掲げるものの外、地方自治廳の所掌事務で他部の所掌に屬しない事務に關すること。

(連絡行政部の所掌事務)
第九條 連絡行政部においては、左の事務をつかさどる。

一 地方自治に影響を及ぼす國の施策の企画立案及び運営に關し、地方自治権擁護の立場から必要な意見を内閣及び關係行政機關に申し出ること。

臣の権限の行使について補佐すること。

五 地方公共団体の行政及び地方公共団体の職員に關する制度について企画し、及び法令案を立案すること。

六 地方公共団体の行政及び地方公共団体の職員に關する調査を行い、統計を作成し、その他資料の収集及び配付を行うこと。

七 地方自治に關する圖書を刊行し、講習會を開催する等地方自治の普及徹底を図ること。

(財政部の所掌事務)
第十條 財政部においては、左の事務をつかさどる。

一 地方自治法、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)、地方税法、地方配付税法(昭和二十三年法律第十一号)及びその他の法律に基き地方財政に關する内閣總理大臣の権限の行使について補佐すること。

二 地方財政法に基き、地方自治廳長官に屬せしめられた権限の行使に關すること。

三 地方公共団体の財政に關する制度について企画し、及び法令案を立案すること。

四 地方公共団体の財政運営の実情に關する調査を行い、統計を作成し、その他資料の収集及び配付を行うこと。

(地方自治委員会への諮問事項)
第十一條 地方自治廳の所掌事務のうち、左に掲げる事項は、地方自治委員会に意見を問かなければならない。

一 地方公共団体の行政及び財政

並びに地方公共団体の職員に關する制度についての法令案に關する事項

二 國家行政組織法第十六條第一項の規定による關係各大臣に対する指示その他適當な措置に關する事項

三 地方自治法第四十六條の規定による手続に關する事項

四 地方自治法第二百四十七條の規定による手続に關する事項

五 一の地方公共団体のみに適用される特別法の一般投票の手続及び当該法律の公布の手続に關する事項

六 地方公共団体の職員の給與についての技術的助言に關する事項

七 地方配付税中第五種配付額及び特別配付税の配付に關する事項

八 地方債の發行許可の基本方針に關する事項

九 その他地方自治に關する重要な事項

2 地方自治委員会に關し、前項に掲げる事項について、關係機關にその意見を提出することができる。

(地方自治委員会會議の議事)
第十二條 地方自治委員会會議の議長は、地方自治廳長官をもつて充てらる。

2 地方自治委員会會議の議事は、委員三人以上出席しなければ開くことができない。議事は、出席委員の過半数の同意をもつて決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前二項に定めるものの外、地方

自治委員会會議の議事に關し必要な事項は、地方自治委員会會議が定める。

(地方自治委員の手当)
第十三條 地方自治委員は、内閣總理大臣が大蔵大臣と協議して定める額の手当を受ける。

(参考人の出頭等)
第十四條 第九條第五号又は第十條第三号の規定による企画及び立案に關し必要があるときは、地方自治廳は、参考人の出頭及び意見を求めることができる。

(職員)
第十五條 地方自治廳に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の定めるところによる。

(定員)
第十六條 地方自治廳に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則
1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 第四條第二項及び第三項の規定による地方自治委員の任命のために必要な行爲は、前項の規定にかかわらず、昭和二十四年六月一日前においても行うことができる。

3 この法律施行後最初の地方自治委員の全員が任命されるまでの間は、第十二條第二項の規定にかかわらず、逐次任命された地方自治委員だけで地方自治委員会會議の議事を開くことができる。

4 地方財政法の一部を次のように改正する。

事務をつかさどる。

四 地方自治法に基く内閣総理大臣

一 地方公共団体の行政及び財政

3 前二項に定めるものの外、地方

改正する。

「地方財政委員会」を「地方自治
廳長官」に改める。
第三十六條を次のように改める。

第三十六條 削除
5 当せん金附証票法(昭和二十三
年法律第百四十四号)の一部を次
のよう改正する。

第四條第一項中「地方財政委員会」
を「地方自治廳長官」に改める。

外務省設置法案
外務省設置法

目次

第一章 総則(第一條—第四條)

第二章 本省

第一節 内部部局(第五條—第十
一條)

第二節 附屬機關(第十二條—第
十四條)

第三節 地方支分部局(第十五
條—第十九條)

第三章 在外公館(第二十條—第二
十二條)

第四章 職員(第二十三條—第二十
四條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)
第一條 この法律は、外務省の所掌
事務の範囲及び権限を明確に定め
るとともに、その所掌する行政事
務を能率的に遂行するに足る組織
を定めることを目的とする。

(設置)
第二條 國家行政組織法(昭和二十
三年法律第百二十号)第三條第二
項の規定に基いて、外務省を設置
する。

2 外務省の長は、外務大臣とする。

第一部 内閣委員会會議録第六号

昭和二十四年四月二十日

九

(外務省の任務)
第三條 外務省は、左に掲げる國の
行政事務を一体的に遂行する責任
を負う行政機關とする。

一 外交政策の企画立案及びその
実施

二 通商航海に関する利益の保護
及び増進

三 外交使節及び領事官の派遣及
び接受

四 條約その他の國際約束の締結
五 國際機關及び國際會議への参
加並びに國際協力の促進

六 外國に関する調査

七 内外事情の報道及び外國との
文化交流

八 海外における邦人の保護並び
に海外渡航及び移住のあつ旋

九 連合國官憲との連絡及びこれ
に関連する各行政機關の事務の
総合調整

十 前各号に掲げるものの外、対
外關係事務の処理及び給付

(外務省の権限)

第四條 外務省は、この法律に規定
する所掌事務を遂行するため、左
に掲げる権限を有する。但し、そ
の権限の行使は、條約、確立され
た國際法規及び法律(法律に基つ
く命令を含む)に従つてなされな
ければならない。

一 予算の範囲内で、所掌事務の
遂行に必要な支出負担行為をす
ること。

二 収入金を徴收し、所掌事務の
遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務遂行に直接必要な事
務所等の施設を設置し、及び管
理すること。

四 所掌事務遂行に直接必要な事
務用品等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行い、
その他職員の人事を管理するこ
と。

七 職員の厚生及び保健のため必
要な施設をし、及び管理するこ
と。

八 職員に貸與する宿舍を設置
し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する文書、調査
資料及び統計を頒布し、又は刊
行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令
の定めるところに従い、必要な
措置をとること。

十一 外務省の公印を制定するこ
と。

十二 日本國政府を代表して外國
政府と交渉し、國際機關及び國
際會議に参加すること。

十三 全權委任狀、大使及び公使
の信任狀及び解任狀並びに領事
及び名譽領事の委任狀を作成し
てこれを交付すること。

十四 外國の外交使節の全權委任
狀、外國の大使及び公使の信任
狀及び解任狀並びに外國の領事
及び名譽領事の委任狀を受理
し、並びに外國の領事の認可狀
を作成してこれを交付するこ
と。

十五 條約その他の國際約束を締
結し、解釈し及び実施し、並び
に涉外法律事項を処理するこ
と。

十六 通商航海に関する利益を保
護し、及び増進するために外國

官憲との交渉、商取引のあつ旋
等を行うこと。

十七 海外における邦人の生命、
身体及び財産を保護するために
外國官憲と交渉し、日本人相互
及び日本人と外國人との間に生
じた民事上の事件に關し和解を
させ、又は仲裁をし、並びに身
分關係事項の届出を受理し、及
び登録すること。

十八 日本人の海外渡航及び移住
に關しあつ旋、保護その他必要
な措置をとること。

十九 旅券を發給し、及び査証す
ること。

二十 在日外國人等の待遇に關す
る事務を行うこと。

二十一 日本と外國にわたる身分
關係事項その他の事実について
日本及び外國の官公署が發給し
た文書を証明すること。

二十二 外交に關する事項の發表
を行うこと。

二十三 外國人及び外國に在住す
る日本人に対する榮典の授與に
ついて推薦をすること。

二十四 外務省所管の社團法人又
は財團法人の許認可を行うこ
と。

二十五 朝鮮、台灣、樺太、関東
州、南洋群島その他の地域にお
ける日本の公私の財産及び負債
並びに企業その他の諸施設の整
理につき必要な措置をとること。
二十六 邦人の引揚に關する事務
を行うこと。

二十七 國又は公共團體の機關に
對して、所掌事務の遂行に必要

な調査、報告及び資料の提出を
求めること。

二十八 前各号に掲げるものの
外、法律(法律に基づく命令を
含む)に基き外務省に属せしめ
られた権限及び條約の実施及び
確立された國際法規の履行のた
めに必要な権限。

第二章 本省

第一節 内部部局

第五條 本省に、大臣官房及び左の
五局を置く。

政務局

條約局

調査局

管理局

連絡局

2 政務局に、情報部を置く。
(大臣官房の事務)
第六條 大臣官房においては、外務
省の所掌事務に關し、左の事務を
つかさどる。

一 機密に關すること。

二 職員職階、任免、分限、懲
戒、服務その他の人事並びに教
養及び訓練に關すること。

三 大臣の官印及び省印を管守す
ること。

四 文書の証明を行うこと。

五 公文書(但し、連合國官憲と
の往復文書を除く)及び電信を
接受し、發送し、編集し、及び
保存すること。

六 條約書その他の外交文書を保
管すること。

七 外交史料を編さんすること。

八 譯訳を行うこと。

九 經費及び收入の予算、決算及

び会計並びに会計の監査に関すること。

十 行政財産及び物品を管理すること。

十一 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

十二 圖書を保管し、及び統計を作成すること。

十三 外交使節及び領事官の派遣及び接受その他儀典に関すること。

十四 外國人に対して栄典を授與すること及び外國勳章又は外國記章を日本人が受領することに關しあつた旋を行うこと。

(政務局の事務)
第七條 政務局においては、左の事務をつかさどる。

一 外國に關する政務を處理すること。

二 通商航海に關する利益を保護し、及び増進すること。

三 國際經濟機關との協力及び通商航海條約その他の通商經濟上の協定に關すること。

四 國際經濟事情の調査並びに國際經濟に關する統計の作成及び資料の収集を行うこと。

五 各國との文化交流及び國際文化機關との協力に關すること。

六 内外新聞通信及び報道並びに國際事情に關する知識の普及に關すること。

七 連合國による日本の占領及び管理に關する文書及び記録の収集及び研究を行うこと。

八 法令案の審査を行うこと。

九 所管行政の考査を行うこと。

十 所管行政に關する総合調整を

行ふこと。

十一 前各号に掲げるものの外、外務省の所掌事務で他局及び他の機關の所掌に屬しない事務に關すること。

2 情報部においては、前項第五号及び第六号に掲げる事務をつかさどる。

(條約局の事務)
第八條 條約局においては、左の事務をつかさどる。

一 條約その他の國際約束の締結に關すること。

二 國際法及び涉外法律事項に關すること。

三 國際機關及び國際會議への参加並びに國際行政に關すること。

(調査局の事務)
第九條 調査局においては、左の事務をつかさどる。

一 國際關係の動向及び國際機關の活動に關する調査研究を行うこと。

二 各國の政治、經濟及び外交に關する調査研究を行うこと。

三 前二号に規定する事項について資料の収集及び整理を行うこと。

(管理局の事務)
第十條 管理局においては、左の事務をつかさどる。

一 海外における邦人の生命、身体及び財産の保護並びに身分關係事項に關すること。

二 海外渡航及び移住に關すること。

三 旅券の発給及び査証に關すること。

四 在日外國人等の待遇及び送出に關すること。

五 朝鮮、台灣、樺太、関東州、南洋群島その他の地域に關する整理事務を行うこと。

六 前号に規定する地域における日本の公私の財産、負債及び企業閉鎖機關を含む。)に關すること。

七 邦人の引揚に關すること。

(連絡局の事務)
第十一條 連絡局においては、左の事務をつかさどる。

一 連合國官憲との文書の往復その他連絡に關すること。

二 連合國官憲との連絡に關する各行政機關の事務の調整に關すること。

三 連合國官憲の要求に基く調査及び報告に關すること。

四 連合國の行方軍事裁判に關すること。

五 連絡調整事務局に關すること。

第二節 附屬機關

(附屬機關)
第十二條 本省に、左の附屬機關を置く。

外務省研修所
中央連絡協議會
(外務省研修所)

第十三條 外務省研修所は、外務省の職員に対して、外交官又は領事官として職務を行うに必要な訓練を行う機關とする。

第十四條 外務省研修所は、東京都に置く。

第十五條 外務省研修所に、所長を置く。

第十六條 所長は、所務を掌理する。

第十七條 前各項に規定するものを除く

外、外務省研修所に關し必要な事項は、外務省令で定める。

(中央連絡協議會)
第十四條 中央連絡協議會は、連合國官憲との連絡に關する各行政機關の事務の緊密な連絡を圖るために關係行政機關が協議する機關とする。

第十五條 中央連絡協議會の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

第三節 地方支分部局

(地方支分部局)
第十五條 本省に、地方支分部局として、連絡調整事務局を置く。

(所掌事務)
第十六條 連絡調整事務局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

一 第十一條第一号から第四号までの事務

二 連合國による日本の占領及び管理に關する文書及び記録の収集に關すること。

三 引揚に關する調査及び旅券に關すること。

四 國際事情に關する知識の普及に關すること。

第十五條 連絡調整事務局は、前項に掲げる事務の外、賠償の所掌に屬する事務を分掌する。

第十六條 連絡調整事務局の長は、前項に掲げる事務につき賠償局長官の指揮監督を受ける。

(名稱、位置及び管轄区域)
第十七條 連絡調整事務局の名稱及び位置は、左の通りとし、その管轄区域は、各連絡調整事務局に對應する連合國官憲の管轄区域によることを例とする。

ることを例とする。

名稱	位置
横濱連絡調整事務局	横濱市
北海道連絡調整事務局	札幌市
東北連絡調整事務局	仙台市
関東連絡調整事務局	横須賀市
東海北陸連絡調整事務局	名古屋市
近畿連絡調整事務局	京都市
中国連絡調整事務局	大阪市
四國連絡調整事務局	神戸市
九州連絡調整事務局	福岡市
高松市	高松市
吳市	吳市
神戶市	神戶市
福岡市	福岡市

(内部局)
第十八條 連絡調整事務局に、必要に應じて、外務省令で定めるところにより、三部以内の部を置くことが出来る。

(附屬機關)
第十九條 連絡調整事務局に、その附屬機關として地方連絡協議會を置くことができる。

第二十條 地方連絡協議會は、各連絡調整事務局に對應する連合國官憲との連絡に關する各行政機關の事務の緊密な連絡を圖るため關係行政機關が協議する機關とする。

第二十一條 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

第三章 在外公館

(在外公館)
第二十條 在外公館は、外務大臣の

管理に属し、外國において本省の所掌事務を行い、且つ、條約、確立された國際法規及び法律（法律に基く命令を含む。）に従つて、在外公館に属する権限を行使する。

第二十一條 特命全權大使及び特命全權公使の任免については、天皇の詔証を要するものとする。

第二十二條 前二條に規定するものの外、在外公館に關しては、法律又は政令に別段の定めのある場合を除くの外、当分の間、従前の法令の定めるところによる。

第四章 職員
（職員）
第二十三條 外務省に置かれる職員

の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

第二十四條 外務省に置かれる職員

の定員は、別に法律で定める。

附則
1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 左の法令は、廃止する。但し、法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定めのある場合を除くの外、従前の機關及び職員は、この法律に基く相當の機關及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

外務省官制（明治三十一年勅令第二百五十八号）
臨時外務省に外交顧問を置くの件（昭和十三年勅令第六百三十二号）
連絡調整事務局臨時設置法（昭

和二十三年法律第四号）
連絡調整事務局臨時設置法施行令（昭和二十三年政令第二十二号）

3 前項但書の規定は、職員

の定員に關する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

大藏省設置法案
大藏省設置法
目次
第一章 総則（第一條—第四條）
第二章 本省
第一節 内部部局（第五條—第十二條）
第二節 附屬機關（第十三條—第十四條）
第三節 地方支分部局（第十五條—第二十六條）
第一款 財務局（第十六條—第二十二條）
第二款 税関（第二十三條—第二十六條）
第三章 外局（第二十七條—第四十四條）
第一節 証券取引委員会（第二十八條—第二十九條）
第二節 造幣廠（第三十條—第三十六條）
第三節 印刷廠（第三十七條—第四十四條）
第四章 職員（第四十五條—第四十六條）
第五章 公團（第四十七條）
附則
第一章 総則
（この法律の目的）
第一條 この法律は、大藏省の所掌事務の範圍及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事

務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）
第二條 國家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二項の規定に基いて、大藏省を設置する。

2 大藏省の長は、大藏大臣とする。

（任務）
第三條 大藏省は、左に掲げる事項に關する國の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機關とする。

一 國の財務
二 通貨
三 金融
四 証券取引
五 造幣事業
六 印刷事業
（権限）
第四條 大藏省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 予算の範圍内、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、これを管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務資料、事務用品、研究用資料等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員

の任免及び賞罰を行い、その他職員

の人事を管理すること。

七 職員

の厚生及び保健のために必要な施設をなし、これを管理すること。

八 職員

に貸與する宿舍を設置し、これを管理すること。

九 所掌事務に關する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十二 大藏省の公印を制定すること。

十三 國の予算、決算及び会計に關する制度を統一すること。

十四 國の予算及び決算を作成すること。

十五 國の予備費を管理すること。

十六 各省各廳の支出負担行為又は支拂の計画を承認すること。

十七 各省各廳の小切手又は國庫金振替書につき認証を行うこと。

十八 國の予算の執行に關し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。

十九 國の財務の總務の立場からする地方公共團體の財務の調整に關すること。

二十 内國税、関税及びとん税を賦課徴收すること。

二十一 土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の賃貸價

格を決定すること。

二十二 関税法規による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締を行うこと。

二十三 稅務代理士及び稅關貨物取扱人の許可を與え、これを監督すること。

二十四 專賣權（アルコールに關するものを除く。）を管理すること。

二十五 國有財産を總轄し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。

二十六 普通財産を管理処分すること。

二十七 國家公務員の宿舍の設置、維持及び管理に關する総合調整を行うこと。

二十八 貨幣及び紙幣を發行し、日本銀行券の發行を監督すること。

- 三十四 銀行業、信託業、保険業、無盡業その他金融業を営む者を免許し、これを監督すること。
- 三十五 金融機関の融資及び金利を規制すること。
- 三十六 証券取引所を登録し、これを監督すること。
- 三十七 証券業者及び証券業協会を登録し、これを監督すること。
- 三十八 株式又は社債の発行に関する届出書又は報告書を審査し、必要な措置をとること。
- 三十九 商品取引所を免許し、これを監督すること。
- 四十 公認会計士試験並びに公認会計士(会計士補を含む。)の登録及び監督を行うこと。
- 四十一 酒類の製造業又は販賣業を免許し、これらを営む者を監督すること。
- 四十二 貨幣、章はい、記章、極印、合金及び金属工器品を製造し、旧貨幣を鑄つふすること。
- 四十三 貴金属の精製、配給及び品位の証明並びに飲物の試験を行うこと。
- 四十四 日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類を製造すること。
- 四十五 官報、法令全書その他の印刷物を編集、製造及び発行すること。
- 四十六 印刷業の業務上必要な用紙を製造し、すき入紙の製造の取締を行うこと。
- 四十七 通貨の製造工場を管理及び監督すること。
- 四十八 前各号に掲げるものの外、法律(法律に基く命令を含む。)

- 五(に)基き、大蔵省に属せしめられた権限。
- 第二章 本省
- 第一節 内部部局
- (内部部局)
- 第五條 本省に、大臣官房及び左の五局を置く。
- 主計局
- 主税局
- 理財局
- 管財局
- 銀行局
- 2 大臣官房に調査部を置く。
- 3 主税局に査察部及び税関部を置く。
- 4 銀行局に検査部を置く。
- (特別な職)
- 第六條 本省に財務官一人を置く。
- 2 財務官は、大臣官房及び各部局並びにその他の機関の所掌事務に係る渉外事務に関して総轄を行う。
- 3 大臣官房に官房長を置く。
- 4 官房長は、大臣官房の事務を総轄する。
- 5 主計局に次長二人を置く。
- 6 次長は、局長を助け、局務を整理する。
- (大臣官房の事務)
- 第七條 大臣官房においては、大蔵省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。
- 一 機密に関すること。
- 二 大臣の官印及び省印を管掌すること。
- 三 職員の階級、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 四 大蔵省の機構、定員及び運営

- に關し調査、企画及び立案すること。
- 五 所管行政の考査を行うこと。
- 六 法令案その他公文書類の審査を行うこと。
- 七 所管行政の総合調整を行うこと。
- 八 報道事務を終結すること。
- 九 公文書類を接受、発送、編集及び保存すること。
- 十 所管行政に関する調査、統計の作製及び資料の収集並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと。
- 十一 経費及び収入の予算及び決算を作製し、会計事務を行い、会計を監査すること。
- 十二 印紙類を出納及び保管すること。
- 十三 行政財産及び物品を管理すること。
- 十四 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理すること。
- 十五 專賣制度を調査、企画及び立案し、日本專賣公社を監督すること。
- 十六 前各号に掲げるものの外、大蔵省の任務を遂行するため必要な事務で他局及び他の機関の所掌に属さないものを行うこと。
- 2 調査部においては、前項第十号の事務をつかさどる。
- (主計局の事務)
- 第八條 主計局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 國の予算、決算及び会計に関する制度を調査、企画及び立案し、これを統一すること。

- 二 國の予算及び決算を作成すること。
- 三 國の予備費を管理すること。
- 四 各省各廳の歳出予算の翌年度繰越使用を承認すること。
- 五 各省各廳の会計年度開始前の資金の交付を承認すること。
- 六 各省各廳の歳出予算の経費の金額の移用又は流用を承認すること。
- 七 各省各廳の支出負担行為又は支拂の計画を承認すること。
- 八 各省各廳の小切手及び國庫金振替書を認証すること。
- 九 各省各廳の支出負担行為の認証に関すること。
- 十 各省各廳の買買、貸借、請負その他の契約の指名競争及び隨意契約並びに前金拂及び概算拂を承認すること。
- 十一 各省各廳の出納官吏及び出納員を監督すること。
- 十二 國の予算の執行に關し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。
- 十三 各省各廳の歳入の徴収及び收納に関する事務の一般を管理すること。
- 十四 國の貸付金(他の部局の所掌に属するものを除く)を管理すること。
- 十五 特別職である國家公務員等に関する給與制度を管理すること。
- 十六 國家公務員等の旅費その他実費弁償の制度を管理すること。
- 十七 國家公務員等の共済組合その他の福利厚生に関する施設を

- なし、これを管理すること。
- 十八 地方公共團體の歳出に關すること。
- (主税局の事務)
- 第九條 主税局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 租税制度を調査、企画及び立案すること。
- 二 内國税を賦課徴収すること。
- 三 酒類等の生産及び販賣を管理すること。
- 四 酒類等の製造業及び販賣業の免許を與え、これを営む者を監督すること。
- 五 酒類その他間接税課税物件の分析及び鑑定並びにより造の試験、講習及び指導を行うこと。
- 六 税務代理士の許可を與え、これを監督すること。
- 七 土地台帳及び家屋台帳を管理し、土地及び家屋の賃賃價格を調査決定すること。
- 八 印紙を發行し、その製造の取締を行うこと。
- 九 関税及びとん税を賦課徴収すること。
- 十 関税法規による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締を行うこと。
- 十一 保税倉庫、保税工場その他の保税地域に関すること。
- 十二 税関貨物取扱人の許可を與え、これを監督すること。
- 十三 税関統計を作製すること。
- 十四 大蔵省所管の税外諸収入を管理すること。
- 十五 税務職員に對し、訓練を行うこと。
- 十六 地方公共團體の歳入に關す

四十八 前各号に掲げるもの外、法律（法律に基く命令を含む）及び政令に基くもの外、大蔵省の機構、定員及び運営

十七 國家公務員の宿舎の設置、維持及び管理に關し、これを統一すること。

十八 國家公務員の宿舎の設置、維持及び管理に關し、これを統一すること。

十九 國家公務員の宿舎の設置、維持及び管理に關し、これを統一すること。

二十 國家公務員の宿舎の設置、維持及び管理に關し、これを統一すること。

二十一 國家公務員の宿舎の設置、維持及び管理に關し、これを統一すること。

二十二 國家公務員の宿舎の設置、維持及び管理に關し、これを統一すること。

二十三 國家公務員の宿舎の設置、維持及び管理に關し、これを統一すること。

二十四 國家公務員の宿舎の設置、維持及び管理に關し、これを統一すること。

二十五 國家公務員の宿舎の設置、維持及び管理に關し、これを統一すること。

二十六 地方公共団体の歳入に關し、これを統一すること。

ること。但し、地方債に關するものを除く。

二 警察部においては、前項第二号の事務のうち所得その他の課税標準の著しく高額な者、著しく増加した者等についての調査、検査、犯則の取締及び滞納処分に關するものをつかさどる。

三 税關部においては、第一項第一号の事務のうち關稅及びとん税に關するもの、同項第九号から第十号までの事務及び同項第十五号の事務のうち税關職員に關するものをつかさどる。

(理財局の事務)

第十條 理財局においては、左の事務をつかさどる。

一 國庫收支の調整、財政と金融との調整その他國內資金運用の総合調整及び國內金融と國際金融との調整を圖ること。

二 國庫制度、國債制度及び通貨制度を調査、企画及び立案すること。

三 國庫金を出納、管理及び運用すること。

四 國の保管金及び國が保管する有價証券を管理すること。

五 國債の發行、償還及び利拂を行うこと。

六 日本銀行の國庫金及び國債の取扱事務を監督すること。

七 地方債に關すること。

八 貨幣及び紙幣の發行、回收及び取締を行うこと。

九 日本銀行券の製造發行計画を樹立すること。

十 米國対日援助見返資金を管理並びに運用及び使用すること。

十一 對外決済及び通貨の換算率に關する事務を管理すること。

十二 在外資金その他の在外財産を調査及び管理すること。

十三 クレジット、外貨債その他の渉外負債に關する事務を管理すること。

十四 前三号に掲げるものの外、外國爲替の管理（貨物の輸出爲替の処分、貨物の輸入爲替及び輸入信用狀の取得（外國爲替銀行の行方処分及び取得を除く）並びに外國爲替を取り組まないで行う貨物の輸出及び輸入の取締に關するものを除く）その他國際金融の調整を行うこと。

十五 外國に居住する本邦人（外國の本店を有する本邦法人を含む）が本邦内に所有する財産を管理すること。

十六 貴金屬の買取及び賣渡並びに使用、取引及び輸出入を規制すること。

十七 企業の經理に關すること。

十八 公認會計士試験並びに公認會計士（會計士補を含む）の登録及び監督を行うこと。

十九 会社の解散の制限等に關する勅令（昭和二十年勅令第六百五十七号）を施行すること。

二十 商品取引所を免許し、これを監督すること。

二十一 商品券の取締を行うこと。

二十二 終戦処理費、特殊財産処理費及び賠償施設処理費の經理を行うこと。

二十三 政府の契約の特例に關する法律（昭和二十一年法律第六

十号）を施行すること。

二十四 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に關する法律（昭和二十二年法律第七十一号）を施行すること。

二十五 賠償に關する財務を管理すること。

(管財局の事務)

第十一條 管財局においては、左の事務をつかさどる。

一 國有財産制度を調査、企画及び立案すること。

二 國有財産の管理及び処分を統

一 一、必要な調整を行うこと。

四 國有財産の増減、現在額及び現状を明らかにすること。

四 普通財産を管理処分すること。

五 國の出資を行い、これを管理すること。

六 財産税及び相続税に係る物納の動産を管理処分すること。

七 國家公務員の宿舎の設置、維持及び管理に關し、総合調整すること。

八 賠償指定工、より等の賠償指定物件を管理、保守及び撤去すること。

九 外國又は外國人（外國人が經營を支配する本邦法人を含む）が本邦内に所有する株式、出資及び公社債並びに法人たる企業を管理及び処理すること並びにこれらの事務に關し企画及び立案をすること。

十 閉鎖機關に關すること。

(銀行局の事務)

第十二條 銀行局においては、左の事務をつかさどる。

一 金融制度を調査、企画及び立案すること。

二 預金部預金を管理し、預金部資金を運用及び經理すること。

三 日本銀行を監督すること。

四 復興金融公庫及び國民金融公庫を監督すること。

五 農林中央金庫及び商工組合中央金庫を監督すること。

六 銀行業、信託業及び無盡業を免許し、これを営む者を監督すること。

七 生命保険業及び損害保険業を免許し、これを営む者を監督すること。

八 信用協同組合（連合会を含む）を免許し、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、商工協同組合その他金融業務を営む者を監督すること。

九 日本銀行券の發行限度を決定し、その限外發行を許可すること。

十 金融機關の資金の運用を規制し、これを監督すること。

十一 金融機關の金利を調整すること。

十二 紙幣類似証券の取締を行うこと。

十三 社債等の登録を行うこと。

十四 國民貯蓄計画を樹立し、國民貯蓄を奨励すること。

十五 当せん金附証券の發賣を管理し、その取締を行うこと。

二 検査部においては、前項第三号から第八号までの事務のうち金融機關の業務及び財産の検査に關するものをつかさどる。

第二節 附屬機關

(稅務講習所)

第十三條 第十四條に規定する附屬機關の外、本省に稅務講習所を置く。

二 稅務講習所は、大蔵省の職員に對して、稅務行政に従事するため、必要な職務上の訓練を行う機關とする。

三 稅務講習所に支所を置く。

四 稅務講習所及び支所の位置及び内部組織は、大蔵省令で定める。

(その他の附屬機關)

第十四條 左の表の欄に掲げる機關は、本省の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種別

國稅課頭審査會

預金部資金運用審査會

外國爲替管理審査會

政府貸付金處理審査會

關稅率審査會

目的

關稅に關する訴願について審査すること。

大蔵大臣の諮問に應じて、預金部資金の運用に關する事項について調査審議すること。

主務大臣の諮問に應じて、外國爲替の管理に關する重要な事項について調査審議すること。

所管大臣及び大蔵大臣の諮問に應じて、政府貸付金の條件及び延滞元利金の支拂方法の変更について調査審議すること。

大蔵大臣の諮問に應じて、關稅率に關する事項について調査審議すること。

第一節 內閣委員會會議第六号

昭和二十四年四月二十日

第一節 內閣委員會會議第六号

昭和二十四年四月二十日

第一節 內閣委員會會議第六号

昭和二十四年四月二十日

第一節 內閣委員會會議第六号

昭和二十四年四月二十日

第一節 內閣委員會會議第六号

昭和二十四年四月二十日

第一節 內閣委員會會議第六号

昭和二十四年四月二十日

第一節 內閣委員會會議第六号

昭和二十四年四月二十日

第一節 內閣委員會會議第六号

昭和二十四年四月二十日

金審議會	特別失審査會	投資及び担保証券審査會	稅務代理士せ心衡審査會	産業設備營團損失審査會	國民更生金庫損失審査會	中央酒類審査會	戰時喪失國債証券審査會	復興金融審査會	中央株式等價審査會	戰時補償特別審査會	社寺境内地処分中央審査會	金利調整審査會	國有財産調整審査會
主務大臣の諮問に應じて、金及び産金業に関する重要な事項について調査審議すること。	日本銀行特別融通及び損失補償法（昭和二年法律第五十五号）不動産金融補償法（昭和七年法律第三十四号）農工銀行、北海道拓殖銀行又は農工銀行が受けた損失及びその額を決定すること。	大蔵大臣の諮問に應じて、貯蓄銀行の運用することのできる國債又は地方債以外の有價証券の種類に関する事項及び担保附信債に附することのできる物上担保のうち株式質に関する事項について調査審議すること。	大蔵大臣の諮問に應じて、稅務代理士の許可について調査審議すること。	大蔵大臣の監督に属し、産業設備營團の受けた損失及びその額を審議決定すること。	大蔵大臣の監督に属し、國民更生金庫の受けた損失及びその額を審議決定すること。	大蔵大臣の諮問に應じて、酒類の生産、運給及び價格に関する重要な事項並びに酒類の類別、類別及び種類について調査審議すること。	大蔵大臣の諮問に應じて、戰時喪失無記名國債証券の喪失の査定を行つた法律第八十六号による証券の重要な事項について調査審議すること。	復興金融金庫の業務に関する事項を行つ、同金庫の運営に関する重要な事項について調査審議すること。	大蔵大臣の諮問に應じて、財産稅の課稅標準に關し株式等の價額について調査審議すること。	大蔵大臣の諮問に應じて、戰時補償特別稅の軽減又は免除に関する事項について調査審議すること。	大蔵大臣の諮問に應じて、社寺等に無償で貸し付けられた國有財産の調査審議又は賣拂及びこれらに関する事項について調査審議すること。	日本銀行政策委員会の諮問に應じて、金利の最高限度の決定及びその変更又は廃止について調査審議すること。	大蔵大臣の諮問に應じて、各省各廳の管理する國有財産の用途の変更、用途の廃止、所管の移轉その他必要な措置及び大蔵大臣が各省各廳の所管の他必要となつた國有財産の管理に關する重要な事項について調査審議すること。

中央特定制約審査會	專賣事業審査會	國民金融審査會	基準地区調査會
大蔵大臣の諮問に應じて、政府の契約の特例に関する法律による指定金額の改定の申請について調査審議すること。	日本專賣公社の總裁及び監事の推薦を行い、その他日本專賣公社の運営に關し、大蔵大臣の諮問に應じ、又は大蔵大臣の意見を述べること。	國民金融公庫の總裁及び幹事の推薦を行い、業務計画、資金計画その他國民金融公庫の運営に關する重要な事項について議決し又は大蔵大臣の意見を述べること。	大蔵大臣の諮問に應じて、臨時宅地賃賃價格修正法（昭和二十四年法律第...号）第三條第一項に規定する基準地区に関する事項について調査すること。

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む）に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第二節 地方支分部局
（地方支分部局）
第十五條 本省に、左の地方支分部局を置く。
財務局

名稱	位置	管轄區域
東京財務局	東京都	埼玉縣、茨城縣、栃木縣、群馬縣、長野縣、新潟縣、山梨縣、神奈川縣、千葉縣、山梨縣
關東信越財務局	東京都	大分縣、京都府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣、滋賀縣
大分財務局	大分市	大分縣
札幌財務局	札幌市	北海道
仙台財務局	仙台市	宮城縣、岩手縣、福島縣、秋田縣、青森縣、山形縣
名古屋財務局	名古屋市	愛知縣、靜岡縣、三重縣、岐阜縣
金沢財務局	金沢市	石川縣、福井縣、富山縣
廣島財務局	廣島市	廣島縣、山口縣、岡山縣、鳥取縣、島根縣
高松財務局	高松市	香川縣、愛媛縣、德島縣、高知縣
福岡財務局	福岡市	福岡縣、佐賀縣、長崎縣
熊本財務局	熊本市	熊本縣、大分縣、鹿兒島縣、宮崎縣

總務部	直稅部	間稅部	國稅查察部	理財部	管財部	經理部
（内部部局） 第十八條 財務局に、左の七部を置く。	左の表の上欄に掲げる機關は、財務局の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。	（附屬機關） 第十九條 左の表の上欄に掲げる機關は、財務局の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。	財務局長の諮問に應じて、酒類の生産及び運給に関する重要な事項並びに酒類の類別、類別及び種類について調査審議すること。	財務局長の諮問に應じて、財産稅の課稅標準に關し株式等の價額について調査審議すること。	財務局長の諮問に應じて、財産稅の課稅標準に關し不動産の價額について調査審議すること。	財務局長の諮問に應じて、社寺等に無償で貸し付けられた國有財産の調査審議又は賣拂及びこれらに関する事項について調査審議すること。

審議すること。

熊本財務局 熊本市 熊本縣 大分縣 鹿児島縣 宮崎縣

審議すること。

地方特定 契約審査 会	財務局長の諮問に應じて、政府の特例に關する法律による指金類の改定申請について調査審議すること。
地方宅地 賃借価格 調査会	財務局長の諮問に應じて、臨時宅地賃借価格修正法第七條第一項に規定する事項を調査すること。

種 類	目的
財産調査 会	財務局長の諮問に應じて、財産税の課税價格の更正決定について調査審議すること。
増加所得 税調査会	財務局長の諮問に應じて、増加所得税の所得金額について調査審議すること。
宅地賃借 価格調査 会	財務局長の諮問に應じて、臨時宅地賃借價格修正法第七條第二項に規定する事項について調査すること。

りとする。

第二十三條 税関は、本省の所掌事務のうち第九條第一項第九号から第十三号まで及び第十五号に掲げるものを分掌し、並びに左の事務をつかさどる。

名 称	位 置	管 轄 区 域
横 浜 税 関	横 浜 市	東京都 神奈川縣 埼玉縣 茨城縣 群馬縣 栃木縣 千葉縣 山梨縣 新潟縣 福島縣 宮城縣 山形縣
神 戸 税 関	神 戸 市	兵庫縣 岡山縣 鳥取縣 島根縣 廣島縣 香川縣 徳島縣 高知縣 愛媛縣
大 阪 税 関	大 阪 市	大阪府 京都府 和歌山縣 奈良縣 滋賀縣 福井縣 石川縣 富山縣
名 古 屋 税 関	名 古 屋 市	愛知縣 三重縣 岐阜縣 長野縣 静岡縣
門 司 税 関	門 司 市	福岡縣 山口縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分縣 宮崎縣 鹿児島縣
函 館 税 関	函 館 市	北海道 秋田縣 岩手縣 青森縣

第二十五條 税関に、税関長官房及び左の三部を置く。

監視部
業務部
鑑査部

第二十六條 税関の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税関の支署、出張所及び監視署並びに支署の出張所及び監視署を置く。

第二十二條 左の表の上欄に掲げる機關は、税務署の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

第二十七條 國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて、大蔵省に置かれる外局は、左の通りとする。

証券取引委員会
印刷局

第三十三條 証券取引委員会の組織、権限及び所掌事務は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の定めるところによる。

（特別な職）
第二十九條 証券取引委員会の事務局に次長一人を置く。
2 次長は、局長を助け、同務を整理する。

第三十四條 証券取引委員会の組織、権限及び所掌事務は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の定めるところによる。

（証券部の事務）
第三十三條 証券部においては、証券取引の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

（設置）
第二十七條 國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて、大蔵省に置かれる外局は、左の通りとする。

証券取引委員会
印刷局

（証券部の事務）
第三十三條 証券部においては、証券取引の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

（任務及び長）
第三十條 造幣局長は、造幣事業を行うことを主たる任務とする。
2 造幣局長は、造幣局長官とする。

（造幣部の業務）
第三十二條 造幣部に、左の二部を置く。

（権限）
第三十一條 造幣局長は、その所掌事務を遂行するため、第四十二号及び第四十三号に掲げる権限を行使する。

（造幣部の業務）
第三十四條 造幣部においては、左の業務をつかさどる。

（任務及び長）
第三十條 造幣局長は、造幣事業を行うことを主たる任務とする。
2 造幣局長は、造幣局長官とする。

（造幣部の業務）
第三十二條 造幣部に、左の二部を置く。

（任務及び長）
第三十條 造幣局長は、造幣事業を行うことを主たる任務とする。
2 造幣局長は、造幣局長官とする。

（造幣部の業務）
第三十二條 造幣部に、左の二部を置く。

（任務及び長）
第三十條 造幣局長は、造幣事業を行うことを主たる任務とする。
2 造幣局長は、造幣局長官とする。

（造幣部の業務）
第三十二條 造幣部に、左の二部を置く。

（任務及び長）
第三十條 造幣局長は、造幣事業を行うことを主たる任務とする。
2 造幣局長は、造幣局長官とする。

（造幣部の業務）
第三十二條 造幣部に、左の二部を置く。

（任務及び長）
第三十條 造幣局長は、造幣事業を行うことを主たる任務とする。
2 造幣局長は、造幣局長官とする。

（造幣部の業務）
第三十二條 造幣部に、左の二部を置く。

（任務及び長）
第三十條 造幣局長は、造幣事業を行うことを主たる任務とする。
2 造幣局長は、造幣局長官とする。

（造幣部の業務）
第三十二條 造幣部に、左の二部を置く。

（任務及び長）
第三十條 造幣局長は、造幣事業を行うことを主たる任務とする。
2 造幣局長は、造幣局長官とする。

（造幣部の業務）
第三十二條 造幣部に、左の二部を置く。

（任務及び長）
第三十條 造幣局長は、造幣事業を行うことを主たる任務とする。
2 造幣局長は、造幣局長官とする。

（造幣部の業務）
第三十二條 造幣部に、左の二部を置く。

- 一 貨幣を製造し、旧貨幣等を鑄つばすこと。
- 二 章は、記章、極印、合金及び金属工器品を製造すること。
- 三 金、銀その他の重要金属の地金及びその附たかすを精製すること。
- 四 重要金属の地金及び及び飲物を分析及び試験すること。
- 五 貴金属の地金及び製品の品位を証明すること。
- 六 貨幣地金その他の物品の試金を行うこと。

(研究所及び病院)
第三十五條 造幣廳に、その所掌する作業の研究を行わせるため、研究所を、造幣廳部内職員の診療を行わせるため、病院を置く。

2 研究所及び病院の内部組織は、大蔵省令で定める。

(支廳及び出張所)
第三十六條 造幣廳の所掌事務の一部を分掌させるため、東京都及び広島縣佐伯郡五日市町に支廳を、熊本市に出張所を置く。その名称及び内部組織は、大蔵省令で定める。

第三節 印刷廳
(任務及び長)
第三十七條 印刷廳は、印刷事業を行つことを主たる任務とする。

2 印刷廳の長は、印刷廳長官とする。

(権限)
第三十八條 印刷廳は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十二号まで及び第四十四号から第四十七号までに掲げる権限を行使する。

(内部部局)
第三十九條 印刷廳に、長官官房及び左の二部を置く。

業務部
製造部
(長官官房の事務)
第四十條 長官官房においては、印刷廳の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。
二 長官の官印及び極印を管理すること。

三 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。
四 所管行政に關する調査、統計の作製及び資料の収集並びに印刷物の頒布及び刊行を行うこと。

五 公文書類を接受、発送、編集及び保存すること。
六 所管行政の考査を行うこと。
七 職員の衛生、医療その他の福利厚生に關する施設をなし、これを管理すること。
八 所管行政の総合調整を行うこと。

九 前各号に掲げるものの外、印刷廳の任務を遂行するため必要な事務で他部の所掌に屬さないものを行うこと。

(業務部の事務)
第四十一條 業務部においては、左の事務をつかさどる。

一 日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類及び印刷物の印刷計画並びに印刷廳の業務上必要な用紙類の製造計画を樹立すること。

二 官報、法令全書、その他の刊行物を編集、製造及び発行すること。

三 通貨等の製造工場を管理及び監督すること。
四 すき入紙の製造の取締を行うこと。

五 印刷廳の業務上必要な物資を調達すること。
六 経費及び収入の予算及び決算を作製し、會計事務を行うこと。

七 行政財産及び物品を管理すること。
(製造部の事務)
第四十二條 製造部においては、左

の事務をつかさどる。
一 日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類及び印刷物の印刷並びに印刷廳の業務上必要な用紙類の製造を行うこと。
二 關係の印刷工場及び用紙類製造工場に対し技術及び作業を指導監督すること。
三 機械その他の設備を管理すること。

(研究所、工場、教習所及び病院)
第四十三條 印刷廳は、左の機構に掲げる研究所その他の機關を置く。その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

第四十四條 印刷廳の所掌事務の一部を分掌させるため、岡山市、出雲市、松山市、高知市及び徳島縣三好郡池田町に印刷廳の出張所を置く。その名称及び内部組織は、大蔵省令で定める。

第四十五條 大蔵省に置かれる職員

種類	目的
研究所	印刷及び製紙に關する研究を行うこと。
工場	印刷及び製紙を行うこと。
教習所	印刷及び製紙に従事する職員に対して、職務上必要な教習を行うこと。
病院	印刷廳部内職員の診療を行うこと。

2 前項に掲げる研究所その他の機關の内部組織は、大蔵省令で定める。

(出張所)
第四十四條 印刷廳の所掌事務の一部を分掌させるため、岡山市、出雲市、松山市、高知市及び徳島縣三好郡池田町に印刷廳の出張所を置く。その名称及び内部組織は、大蔵省令で定める。

第四十五章 職員
第四十五條 大蔵省に置かれる職員

の事務をつかさどる。
一 日本銀行券、紙幣、國債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他証券類及び印刷物の印刷並びに印刷廳の業務上必要な用紙類の製造を行うこと。
二 關係の印刷工場及び用紙類製造工場に対し技術及び作業を指導監督すること。
三 機械その他の設備を管理すること。
(研究所、工場、教習所及び病院)
第四十三條 印刷廳は、左の機構に掲げる研究所その他の機關を置く。その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。
大蔵省官制(昭和十七年勅令第七百四十三号)
大蔵省に顧問を置くことに関する勅令(昭和二十年勅令第五百一号)
經濟の再建整備に關する法律の施行に關する大蔵大臣主管事務の所掌部局等に関する勅令(昭和二十一年勅令第五百四十四号)
大蔵省給與局臨時設置制(昭和二十一年勅令第三百四十号)
大蔵省管理局臨時設置制(昭和二十一年勅令第二百九十二号)
高等財務講習所官制(昭和二十二年政令第六十九号)
財務講習所官制(昭和十六年勅令第五百二十七号)
財務局官制(昭和十六年勅令第七百六十号)
税關官制(昭和二十一年勅令第二百九十三号)
稅務署官制(明治三十五年勅令第二百四十二号)
証券取引委員會事務局令(昭和二十三年政令第四百四号)
會計士管理委員會事務局令(昭和二十三年政令第四百七十七号)

一日から施行する。但し、附則第二項中等財務講習所官制の廃止に關する部分は、同年七月二十日から施行する。
2 左の勅令及び政令は、廃止する。但し、法律(法律に基く命令を含む)に別段の定がある場合を除く外、從前の機關及び職員はこの法律に基く相當の機關及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

附則
1 この法律は、昭和二十四年六月

公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。
(定員)
第四十六條 大蔵省に置かれる職員

の定員は、別に法律で定める。
第五章 公園
(酒類配給公園)
第四十七條 大蔵省所轄の公園は、酒類配給公園とする。

2 酒類配給公園に關しては、酒類配給公園法(昭和二十二年法律第七十七号)の定めるところによる。

附則
1 この法律は、昭和二十四年六月

を行使する。

紙類の製造計画を樹立するこ

理に関する事項については、國家

1 この法律は、昭和二十四年六月

和二十三年政令第六十七号)

專賣局官制(大正十年勅令第三
百号)

造船局官制(明治四十三年勅令
第四十号)

造船局における金屬工機品の製
造に関する勅令(昭和二十一年
勅令第二十九号)

印刷局官制(昭和十八年勅令第
八百九号)

3 附則第一項但書及び前項但書の
規定は、職員に定員に関する法律
の適用に影響を及ぼすものではな
い。

4 政府職員の新給與実施に関する
法律(昭和二十三年法律第四十六
号)の二部を次のように改正する。

第五條 第二項中、「次長は大藏省
給與局長」を削る。

同條第三項を次のように改める。

3 内閣總理大臣は、專任の部員の
外、各省各廳において給與又は會
計に関する事務を担当する職員の
うちから、新給與実施本部の部員
として勤務すべきことを命ずること
ができる。但し、部員となつた
者も、國家公務員法の適用を免除
されるものではない。

法務廳設置法等の一部を改正する
法律案

法務廳設置法等の一部を改正す
る法律

第一條 法務廳設置法(昭和二十二
年法律第九十三号)の二部を次
のよう改正する。

「法務廳設置法」を「法務府設置法」
に改める。

「法務廳」を「法務府」に改める。

第一條第三項中「陸海軍特別志
願予備將校であつた者等」を「陸
海軍特別志願予備將校であつた

者」に、「並びに昭和二十二年勅令
第一号の規定による賞罰該当者の
觀察等に関する事項」を「並びに公
職に関する就職禁止、退職等に関
する勅令(昭和二十二年勅令第一
号)の規定による賞罰該当者の觀
察等に関する事項」に改める。

第二條第二項中「内閣法」を「内
閣法(昭和二十二年法律第五号)」

「檢務長官
檢務局
特別審査局

法制長官
法制第一局
法制第二局
法制第三局

法務調査意見長官
調査意見第一局
調査意見第二局

資料統計局
訟務長官
民事訟務局
行政訟務局
法務行政長官
民事局
人権擁護局
矯正総務局
成人矯正局
少年矯正局

第六條から第九條までを次のよ
うに改める。

第六條 法制意見第一局において
は、左の事務を掌る。

一 第一條第二項の規定による意
見の陳述又は報告に関する事項

二 法制意見第四局の所掌に属す
るもの以外の内外及び國際法制
並びにその運用に関する調査研

究に関する事項

法制意見第二局においては、左
の事務を掌る。

一 主として外事、財政、金融、
産業又は經濟に関する事項に係
る法律案及び政令案の審議立案
に関する事項

二 條約案の審議に関する事項

法制意見第三局においては、主

に改め、同條第三項を削る。
第三條第一項中「檢務長官、法
制長官、法務調査意見長官、訟務長
官及び法務行政長官」を「法制意
見長官、刑政長官及び民事法務長
官」に、同條第四項中「総裁官房の
事務を指揮監督する」を「総裁官
房の事務を指揮監督し、府内の事
務の連絡調整を図る」に改める。

「法制意見長官
法制意見第一局
法制意見第二局
法制意見第三局
法制意見第四局
刑政長官
檢務局

矯正保護局
特別審査局
民事訟務局
行政訟務局
民事局
人権擁護局

に改める。

法制意見長官は、特に必要が
あると認めるときは、臨時に、
一の局の所掌に属する法律案若
しくは政令案の審議立案又は條
約案の審議に関する事務を他の
局に行わせることができる。

第七條 檢務局においては、左の事
務を掌る。

一 檢察事務及び檢察廳に関する
事項

二 犯罪人の引渡に関する事項

三 犯罪捜査の科學的研究に関す
る事項

四 司法警察職員の教養訓練に関
する事項

五 犯罪の予防その他刑事に関す
る事項で他の所管に属しないも
の

矯正保護局においては、左の事
務を掌る。

一 犯罪人に対する刑及び未決勾
留の執行その他行刑に関する事
項

二 刑務所、少年刑務所、拘留所、
少年院、少年觀護所、少年鑑別
所その他の官公立の少年矯正保
護施設に関する事項

三 矯正保護職員の教養訓練に関
する事項

四 犯罪人の指紋に関する事項
五 矯正保護に関する事項で他の
所管に属しないもの
特別審査局においては、左の事
務を掌る。

一 團體等規正令の規定による各
種團體の登録並びにその結成の
禁止及び解散等に関する事項
二 連合國最高司令官の要求に基
く正規陸海軍將校又は陸海軍特
別志願予備將校であつた者の調
査等に関する事項
三 公職に関する就職禁止、退職
等に関する勅令の規定による賞
罰該当者の觀察等に関する事項
第八條 民事訟務局においては、民
事に関する争訟に関する事務を掌
る。

行政訟務局においては、行政に
関する争訟に関する事務を掌る。
民事局においては、左の事務を
掌る。

一 國籍に関する事項
二 戸籍に関する事項
三 外國人の登録に関する事項
四 登記に関する事項
五 供託に関する事項
六 公証に関する事項
七 司法書士に関する事項

一 犯罪人に対する刑及び未決勾
留の執行その他行刑に関する事
項

二 刑務所、少年刑務所、拘留所、
少年院、少年觀護所、少年鑑別
所その他の官公立の少年矯正保
護施設に関する事項

三 矯正保護職員の教養訓練に関
する事項

八 解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令の規定による國庫に帰属した財産の管理等に関する事項

九 民事に関する事項で他の所管に属しないもの

人権擁護局においては、左の事務を掌る。

一 人権侵犯事件の調査及び情報の収集に関する事項

二 民間における人権擁護運動の助長に関する事項

三 人身保護に関する事項

四 貧困者の訴訟援助に関する事項

五 その他他人権の擁護に関する事項

民事法務長官は、特に必要があると認めるときは、臨時に、訟務各局のうち一の局の所掌に属する事務を他の局に行わせることができる。

第九條 官房においては、左の事務を掌る。

一 皇統謄副本の保管に関する事項

二 機密に関する事項

三 總裁の官印及び府印の管守に関する事項

四 各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項

五 所管行政の考査に関する事項

六 最高裁判所との連絡交渉に関する事項

七 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項

八 職員の出退身分に関する事項

九 職員の出退身分に関する事項

十 司法試験に関する事項

十一 弁護士及び弁護士会に関する事項

十二 法務府研修所に関する事項

十三 経費及び収入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項

十四 法務府及びその所管各廳の管理に属する財産及び物品に関する事項

十五 職員共済組合その他職員の厚生に関する事項

十六 賞給に関する事項

十七 法令の周知徹底に関する事項

十八 法務府及びその所管各廳の事務に関する情報宣傳に関する事項

十九 渉外事務に関する事項

前項第十三号乃至第十六号の事務を掌らせるため、官房に経理部を置く。

第十條及び第十一條を削り、第十二條を第十條とし、同條の次に次の二條を加える。

第十一條 檢察官、檢察事務官、法務府事務官その他法務總裁所部の職員に対して、職務上必要な訓練を行う機関として、法務總裁の管理に属する法務府研修所を置く。

法務府研修所は、これを東京都に置く。

法務府研修所の内部組織は、法務府令でこれを定める。

第十二條 矯正保護の事務に従事する職員に対して、職務上必要な訓練を行う機関として、法務總裁の管理に属する中央矯正保護研修所及び地方矯正保護研修所を置く。

中央矯正保護研修所は、これを

東京都に置き、地方矯正保護研修所の名称及び位置は、別表一の通りとする。

中央矯正保護研修所及び地方矯正保護研修所の内部組織は、法務府令でこれを定める。

第十三條を次のように改める。

第十三條 法務總裁の監督の下に、別表二の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ同表の下欄に記載する通りとする。

前項の機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除く外、政令でこれを定める。

第十三條の次に次の十一條を加える。

第十三條の二 法務總裁の管理の下に、第八條第一項、第二項、第三項第二号及び第四号乃至第七号並びに同條第四項の事務を分掌させるため法務局を、同條第三項第二号及び第四号乃至第七号の事務を分掌させるため地方法務局を置く。

法務總裁は、法務局長に、その管轄区域内の地方法務局の事務を指揮監督させることができる。

法務局及び地方法務局の名称、位置及び管轄区域は、別表三の通りとする。但し、支局又は出張所を置く場合においては、法務府令で、法務局又は地方法務局の管轄区域をその一部に限ることができ

法務局に、訟務部、民事行政部及び人権擁護部を置く。

法務局及び地方法務局の組織の細目は、法務府令でこれを定める。

法務總裁は、必要と認める地に、法務局又は地方法務局の支局又は出張所を置き、法務局又は地方法務局の事務を分掌させることができる。

支局及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務府令でこれを定める。

法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所は、第一項又は第六項の規定による事務を分掌する外、他の法令によりその権限に属せしめられた事務を掌る。

第十三條の三 法務總裁の管理の下に、監獄法（明治四十一年法律第二十八号）第一條第一項の規定による監獄を置く。

監獄の名称及び位置は、別表四の通りとする。

法務總裁は、必要があるとき認めるときは、分監又は特設監を置くことができる。

監獄の内部組織並びに分監及び特設監の名称、位置及び内部組織は、法務府令でこれを定める。

第十三條の四 少年院、少年観護所及び少年鑑別所については、少年院法（昭和二十三年法律第六十九号）の定めるところにより、その名称及び位置は、別表五の通りとする。

法務總裁は、必要と認めるときは、少年院の分院並びに少年観護所及び少年鑑別所の分所を置くことができる。

少年院、少年観護所及び少年鑑

別所の内部組織並びに分院及び分所の名称、位置及び内部組織は、法務府令でこれを定める。

第十三條の五 矯正保護局の所掌事務を分掌させ、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年観護所及び少年鑑別所の適切な運営管理を図るため、法務總裁の管理に属する矯正保護管区本部を置く。

矯正保護管区本部の名称及び位置並びに管区の区域は別表六の通りとする。

矯正保護管区本部の所掌事務の範囲及び内部組織は、法務府令でこれを定める。

第十三條の六 檢察廳については、檢察廳法の定めるところによる。

第十三條の七 中央更生保護委員会、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会については、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第 号）の定めるところによる。

第十三條の八 司法試験管理委員会については、司法試験法（昭和二十四年法律第 号）の定めるところによる。

第十三條の九 解散団体財産管理理事会については、解散団体財産管理理事会令（昭和二十三年政令第二百八十五号）の定めるところによる。

第十三條の十 各長官總務室に主幹を置く。

主幹は、長官の命を受けて、室務を整理する。

第十三條の十一 法務府及びその所管各廳に置かれる職員については、他の法律に特例の定めのある場合を除く外、國家公務員法（昭和

二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

第十三條の十二 法務府及びその所管各廳に置かれる職員は、別に法律でこれを定める。

第十五條の次に次の二條を加える。

第十六條 犯罪者予防更生法が施行されるまでの間、臨時に、法務府に刑政長官の指揮監督の下に保護局を置き、少年刑判所に関する事項、犯罪人の保護に関する事項、司法保護事業に関する事項、仮出獄並びに少年院收容者の退院及び仮退院に関する事項その他司法保護に関する事項に係る事務を掌らる。

犯罪者予防更生法が施行されるまでの間、恩赦に関する事務は、検務局においてこれを掌るものとす。

第十七條 当分の間、特に必要があるときは、第十三條の十二に定める職員(檢察廳の職員を除く)のうち、九十人は、検事をもつてこれに充てることが出来る。

第二條 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項中「法務廳の各長官」を「法務府の各長官」に、「法務廳事務官又は法務廳教官」を「法務府事務官又は法務府教官」に改める。

第四十二條第二項及び第四十四條第一項第四号中「法務廳事務官又は法務廳教官」を「法務府事務官又は法務府教官」に改める。

第三條 判事補の職權の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

「法務廳事務官」を「法務府事務官」に改める。

官」に改める。

第二條第四項中「法務廳教官」を「法務府教官」に改める。

第四條 檢察審査会法(昭和二十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第五條 弁護士法の一部を次のように改正する。

第六條 司法保護事業法の一部を次のように改正する。

第七條中「司法保護事業委員会」を「司法保護事業審議会」に改める。

附則

1 この法律のうち、法務府設置法第十三條の七の規定は犯罪者予防更生法が施行される日から、その他の規定は昭和二十四年六月一日から施行する。

2 左の政令及び勅令は、廃止する。但し、法律(法律に基く命令を含む)に別段の定めのある場合を除く外、従前の機關及びその職員は、この法律に基く相當の機關及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

法務廳設置法施行令(昭和二十三年政令第三十九号) 法務廳研修所令(昭和二十三年政令第八十号) 刑務官練習所官制(昭和二十二年政令第七十一号) 家事審判制度調査委員会官制(昭和十四年勅令第八十五号) 經濟刑罰調査委員会官制(昭和十八年勅令第五十二号) 刑務委員会官制(昭和二十二年政令第三十五号) 矯正科学審議会令(昭和二十三年政令第九十一号)

年政令第九十一号) 司法事務局令(昭和二十三年政令第八十一号)

刑務所及び拘留所令(昭和二十三年政令第二十八号)

少年院令(昭和二十三年政令第三十九号)

少年院令(昭和二十三年政令第三十九号) 少年院令(昭和二十三年政令第三十九号)

前項但書の規定は、職員の見込に關する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

この法律施行前における法務廳の各長官、法務廳事務官及び法務廳教官の在職は、裁判所法第四十一條、第四十二條(判事補の職權の特例等)に關する法律第一條第二項において準用する場合を含む。及び第四十四條の規定の適用については、それぞれ法務府の各長官、法務府事務官及び法務府教官の在職とみなす。

他の法令中「法務廳」とあるのは「法務府」と、「法制局長官」又は「法務調査意見長官」とあるのは「法制意見長官」と、「檢察長官」とあるのは「刑政長官」と、「訟務長官」とあるのは「民事法務長官」と、「法務廳事務官」とあるのは「法務府事務官」と、「法務廳教官」とあるのは「法務府教官」と、「法務廳技官」とあるのは「法務府技官」と読み替へるものとする。

他の法令中司法事務局又はその出張所に関する規定は、法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所に関する規定とみなす。

(別表) 一

名	稱	位 置
関東矯正保護研究所	研究所	東京都
近畿矯正保護研究所	研究所	大阪市
中部矯正保護研究所	研究所	名古屋市
中国矯正保護研究所	研究所	廣島市
九州矯正保護研究所	研究所	福岡市
東北矯正保護研究所	研究所	仙台市
北海矯正保護研究所	研究所	札幌市
四國矯正保護研究所	研究所	高松市

(別表) 二

種 類	目 的
法制審議会	法務總裁の諮問に應じて、民事法、刑事法その他法律に關する基本的な事項について調査審議すること。
民事行政審議会	法務總裁の諮問に應じて、登記、戸籍、その他民事行政事務の改善について調査審議すること。
矯正保護審議会	法務總裁の諮問に應じて、收容者の矯正保護、刑務作業その他矯正保護施設における矯正保護に關する制度及びその運営の改善について調査審議すること。
司法保護事業審議会	司法保護事業法(昭和十四年法律第四十二号)第七條の規定によりその権限に属せしめられた事項を行う外、法務總裁の諮問に應じて、司法保護事業に關する重要事項について調査審議すること。
法務連絡協議会	法務總裁の諮問に應じて、法令の周知徹底を図り、司法精神を高め、法令の實施を円滑にするため、關係各機關、民間団体等と連絡協議すること。
調理事務考査会	檢察廳法(昭和二十二年法律第六十一号)第十八條第二項の規定に基き、副檢察事の選考に關する事務を行うこと。
檢察官特別考試審査会	檢察廳法第十八條第三項に規定する檢察官の特別考試を行うこと。
弁護士審査会	法務總裁の諮問に應じて、弁護士法(昭和八年法律第五十三号)第十三條第一項の規定による不服の申立を審査すること。
公証人審査会	公証人法(明治四十一年法律第五十三号)に定める公証人の懲戒に關する議決等を行うこと。

鹿兒島少年 別所	鹿兒島市	別所	札幌少年 別所	札幌市
宮崎少年 別所	宮崎市	別所	函館少年 別所	函館市
仙臺少年 別所	仙臺市	別所	旭川少年 別所	旭川市
福島少年 別所	福島市	別所	釧路少年 別所	釧路市
山形少年 別所	山形市	別所	高松少年 別所	高松市
盛岡少年 別所	盛岡市	別所	徳島少年 別所	徳島市
秋田少年 別所	秋田市	別所	高知少年 別所	高知市
青森少年 別所	青森市	別所	松山少年 別所	松山市

(別表) 六

管区本部の名称	管区本部の位置	管区	区域
東京矯正保護管区本部	東京都	東京府、神奈川府、埼玉縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、群馬縣、静岡縣、山形縣、長野縣、新潟縣	
大阪矯正保護管区本部	大阪府	大阪府、京都府、兵庫縣、奈良縣、滋賀縣、和歌山縣	
名古屋矯正保護管区本部	名古屋市	愛知縣、三重縣、岐阜縣、福井縣、石川縣、富山縣	
廣島矯正保護管区本部	廣島市	廣島縣、山口縣、岡山縣、鳥取縣、島根縣	
福岡矯正保護管区本部	福岡市	福岡縣、佐賀縣、長崎縣、大分縣、熊本縣、鹿兒島縣、宮崎縣	
仙臺矯正保護管区本部	仙臺市	宮城縣、福島縣、山形縣、岩手縣、秋田縣、青森縣	
札幌矯正保護管区本部	札幌市	北海道	
高松矯正保護管区本部	高松市	香川縣、徳島縣、高知縣、愛媛縣	

厚生省設置法案
厚生省設置法

目次

- 第一章 総則(第一條—第五條)
- 第二章 本省

第一節 内部部局(第六條—第十四條)

第二節 附屬機關(第十五條—第二十九條)

第三節 地方支分部局(第三十條—第三十六條)

第一部 内閣委員会會議第六号 昭和二十四年四月二十日【參議院】

第一款 駐在防疫官事務所

(第三十一條—第三十條)

第二款 医務出張所(第三十條—第三十六條)

第三章 外局(第三十七條—第三十八條)

第四章 職員(第三十九條—第四十條)

附則

第一章 総則

第一條 この法律は、厚生省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律の解釈に關しては、左の定義に従うものとする。

一 「食品」とは、すべての飲食物をいう。但し、医薬として攝取するものは含まない。

二 「添加物」とは、食品の調味、着色、着香、保存、漂白又は膨脹その他食品の加工の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用するものをいう。

三 「器具」とは、飲食器、割ばり、具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は攝取の用に供され、且つ、食品又は添加物に直接接觸する機械、器具その他の物をいう。但し、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他

の物は含まない。

四 「容器包装」とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。

五 「医薬品」とは、左の各号に掲げる物をいう。但し、用具を除く。

イ 薬局方、医薬品集又はこれらの追補(公定書という。以下同じ)に收められたもの

ロ 人の疾病の診断、治ゆ、軽減、処置又は予防に使用することが目的とされているもの

ハ 人の身体の構造又は機能に影響を與えることが目的とされているもの(食品を除く)

ニ 前各号に掲げるものの構成の一部として使用されているもの

六 「用具」とは、左の各号に掲げる物をいう。

イ 人の疾病の診断、治ゆ、軽減、処置又は予防に使用することが目的とされている器具、器械又は装置

ロ 人の身体の構造又は機能に影響を與えることが目的とされている器具、器械又は装置

(設置)

第三條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、厚生省を設置する。

2 厚生省の長は、厚生大臣とする。(厚生省の任務)

第四條 厚生省は、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を図ることを任務とし、左に掲げる國の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機關とする。

一 國民の保健

二 藥事

三 社会事業、災害救助その他國民生活の保護指導

四 児童及び母性の福祉の増進

五 社会保険に關する事務及び事業(労働省の所管に屬するものを除く)

六 人口問題に關する事務

(厚生省の権限)

第五條 厚生省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行爲をすること。

二 収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務遂行に直接必要な業務資料、事務用品、研究用資料等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のために必要な施設をなし、及び管理すること。

<p>八 職員に貸與する宿舍を設け、及び管理すること。</p> <p>九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。</p> <p>十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。</p> <p>十一 所掌事務の周知宣傳を行うこと。</p> <p>十二 厚生省の公印を制定すること。</p>	<p>二十一 都道府縣に対して精神病院の設置を命ずること。</p> <p>二十二 都道府縣その他必要と認めらるる公共團體に対して結核療養所の設置を命ずること。</p> <p>二十三 二以上の都道府縣を指定し、これに対して、療養所の設置を命ずること。</p> <p>二十四 検疫を施行すべき海港及び傳染病の種類を指定すること。</p> <p>二十五 区域を定めて国立公園を指定すること。</p> <p>二十六 国立公園事業を執行し、その一部を公共團體に執行させること。</p> <p>二十七 国立公園の区域内に特別地域を指定し、その区域内で一定の行為をしようとする者に対し許可を與え、その條件に違反した者に対し原状回復を命ずること。</p> <p>二十八 国立公園の区域内で一定の行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を命じ、これらの命令若しくは処分に違反した者に対し原状回復を命ずること。</p> <p>二十九 温泉の公共的利用増進のため、施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定すること。</p> <p>三十 指定区域内において、温泉利用施設の管理者に対し、必要な指示をなすこと。</p> <p>三十一 理容師養成施設を指定すること。</p> <p>三十二 販賣の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装につ</p>	<p>十三 所掌事務に係る公益法人につき許可又は認可を與え、又はその許可を取り消すこと。</p> <p>十四 優生結婚相談所の設置を認可し、優生結婚相談所に関する基準を定めること。</p> <p>十五 栄養士養成施設を指定し、栄養士試験を行うこと。</p> <p>十六 都道府縣又は政令で定める市に対し、保健所の設置及び運営に關し必要な事項を命ずること。</p> <p>十七 傳染病予防法（明治三十年法律第三十六号）を適用すべき傳染病を指定し、その適用範圍を定めること。</p> <p>十八 都道府縣知事の行う傳染病汚染物の建物の処分並びに船舶、汽車及び電車の検疫を認可すること。</p> <p>十九 臨時予防接種を都道府縣をして行わせること。</p> <p>二十 性病のまん延著しいとき、都道府縣知事が健康診断を行おうとする場合これを承認すること。</p>	<p>三十三 輸出品取締法（昭和二十三年法律第五十三号）及び同法に基く命令の規定に基き輸出品の等級及びその標準を定め、又は指定輸出品の最低標準及び包装條件を定めて、検査を行うこと。但し、同法及び同法に基く命令によつて他省に属せしめられた権限を除く。</p> <p>三十四 食品衛生監視員をして食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の定める營業施設につき、臨検、検査させ、試験用物品を収去させること。</p> <p>三十五 市町村に対して、と場の設置を命ずること。</p> <p>三十六 水道及び下水道に関する事務を行うこと。</p> <p>三十七 医師及び歯科医師の試験、免許及び登録を行い、並びに免許の取消又は營業の停止を命ずること。</p> <p>三十八 保健婦、助産婦及び甲種看護婦の試験、免許及び登録を行い、並びに免許の取消又は業務の停止を命ずること。</p> <p>三十九 齒科衛生士の試験を行うこと。</p> <p>四十 医療監視員をして、病院、診療所若しくは助産所につき、立入検査させること。</p> <p>四十一 都道府縣、市町村その他厚生大臣の定める者に対し、病院又は診療所の設置を命じ、その開設者又は管理者に対して、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の定めるところによ</p>	<p>き、その基準又は規格を定め、必要な製品検査を行うこと。</p> <p>三十三 輸出品取締法（昭和二十三年法律第五十三号）及び同法に基く命令の規定に基き輸出品の等級及びその標準を定め、又は指定輸出品の最低標準及び包装條件を定めて、検査を行うこと。但し、同法及び同法に基く命令によつて他省に属せしめられた権限を除く。</p> <p>三十四 食品衛生監視員をして食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の定める營業施設につき、臨検、検査させ、試験用物品を収去させること。</p> <p>三十五 市町村に対して、と場の設置を命ずること。</p> <p>三十六 水道及び下水道に関する事務を行うこと。</p> <p>三十七 医師及び歯科医師の試験、免許及び登録を行い、並びに免許の取消又は營業の停止を命ずること。</p> <p>三十八 保健婦、助産婦及び甲種看護婦の試験、免許及び登録を行い、並びに免許の取消又は業務の停止を命ずること。</p> <p>三十九 齒科衛生士の試験を行うこと。</p> <p>四十 医療監視員をして、病院、診療所若しくは助産所につき、立入検査させること。</p> <p>四十一 都道府縣、市町村その他厚生大臣の定める者に対し、病院又は診療所の設置を命じ、その開設者又は管理者に対して、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の定めるところによ</p>	<p>り、必要な事項を命ずること。</p> <p>四十二 薬剤師の免許及び登録を行い、並びに免許の取消又は業務の停止を命ずること。</p> <p>四十三 医薬品、用具又は化粧品製造業者及び輸入販賣業者の登録を行い、並びに登録の取消又は業務の停止を命ずること。</p> <p>四十四 藥事審議会の提出する原案に基いて、公定書を発行し、公布すること。</p> <p>四十五 医薬品の製造業者が、公定書に收められていない医薬品を製造しようとするとき、又は用具の製造業者が、用具を製造しようとするとき、品目ごとにその製造を許可すること。</p> <p>四十六 医薬品、医療用具その他の衛生用品及びこれらの生産資材の割當を行うこと。</p> <p>四十七 藥事監視員をして、必要な立入検査を行わせ、必要な場合において試験用物品を収去させること。</p> <p>四十八 麻薬及び大麻（カンナビス・サチバ・エル）の取扱者の免許及び登録を行い、並びに免許の取消及び登録のまつ消を行うこと。</p> <p>四十九 毒物及び劇物を指定すること。</p> <p>五十 生物学的製剤、抗菌性物質製剤その他特定の医薬品の規格を定め、及びこれらの検定を行うこと。</p> <p>五十一 都道府縣又は政令で定める市に対して、社会事業の運営を命ずること。</p> <p>五十二 都道府縣知事の行う災害</p>	<p>救助につき、他の都道府縣知事に対して應援をなすべきことを命ずること。</p> <p>五十三 地域又は職域が都道府縣又は特別市の区域を越える消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会の設立を認可すること。</p> <p>五十四 民生委員及び児童委員を委嘱し、その定数及び指導訓練の基準を定めること。</p> <p>五十五 兒童福祉施設の設備及び運営につき、最低基準を定めること。</p> <p>五十六 政府の管掌する健康保険及び船員保険に關し、療養を要する費用を定め、診療契約を締結すること。</p> <p>五十七 健康保険組合及び健康保険組合連合会の設立、規約、保険料率又は予算を認可し、これらに對し事実に関する報告をさせ、事業及び財産の状況を調査し、規約の変更を命じ、その他監督上必要な処分をなすこと。</p> <p>五十八 社会保険診療報酬支拂基金の予算を認可し、その事業又は財産の状況に關し報告をさせ、又は当該官吏にその業務又は財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。</p> <p>五十九 國民健康保険を行う市町村（特別区を含む）、國民健康保険組合、國民健康保険を行う社団法人及び國民健康保険團體連合会に對して、その事業及び財産に關し報告をさせ、その状況を検査し、條例、規約又は規</p>
---	---	---	--	---	--	---

と。
添加物、器具又は容器包装につ
百五号)の定めるところによ
五十二 都道府縣知事の行う災害
況を調査し、條例、規約又は規

定の変更を命じ、その他監督上
必要な命令又は処分をなすこ
と。

六十 国民健康保険の診療報酬の
標準額を定めること。

六十一 政府の管掌する健康保険
又は厚生年金保険若しくは船員
保険の保険料を徴収すること。

六十二 前各号に掲げるものの
外、法律(法律に基く命令を含
む。)に基き厚生省に属せしめら
れた権限。

第二章 本省
第一節 内部部局

(内部部局)
第六條 本省に、大臣官房及び左の
六局を置く。

公衆衛生局
医務局
薬務局
社会局
児童局
保険局

2 大臣官房に統計調査部を、公衆
衛生局に国立公園部及び環境衛生
部を置く。

(特別な職)
第七條 医務局に次長一人を置く。

(大臣官房の事務)
第八條 大臣官房においては、厚生
省の所掌事務に關し、左の事務を
つかさどる。

一 機密に關すること。
二 職員の職階、任免、分限、懲
戒、服務その他の人事並びに教
養及び訓練に關すること。
三 大臣の官印及び省印を管守す
ること。

四 公文書類を接受し、発送し、
編集し、及び保存すること。
五 経費及び收入の予算、決算及
び会計並びに会計の監査に關す
ること。
六 行政財産及び物品を管理する
こと。
七 職員の衛生、医療その他福利
厚生に關すること。
八 行政の考査を行うこと。
九 渉外事務に關すること。
十 公報に關すること。
十一 法令案の審査その他総合調
整に關すること。
十二 所管行政に關する物資の經
合調整を行うこと。
十三 所管行政に關する調査一般
に關すること。
十四 人口動態統計その他厚生省
の所管行政に必要な統計につい
て、企画、普及、資料の収集、
保管、製表、解析及び編纂を行
うこと。
十五 前各号に掲げるものの外、
厚生省の所掌事務で他局及び他
の機関の所掌に属さない事務に
關すること。
2 統計調査部は、前項第十三号及
び第十四号に掲げる事務をつかさ
どる。

(公衆衛生局の事務)
第九條 公衆衛生局においては、左
の事務をつかさどる。

一 國民の健康増進及び資質の向
上に關し、企画し、実施するこ
と。
二 國民厚生運動の普及發達を圖
ること。
三 國民の栄養状態の調査を行
い、その改善向上を図ること。

四 栄養士の身分及び業務につ
いて、監督を行うこと。
五 疾病にかかつている者の栄養
食品の確保及び調理の指導を行
うこと。
六 保健所の設置及び運営を指導
監督すること。
七 衛生教育に關すること。
八 傳染病、精神病、地方病その
他特殊の疾病について傳ばん及
び発生の防止、予防治療施設の
拡充等予防業務の指導監督を行
うこと。但し、他局の主管に属
するものを除く。
九 疾病予防の試験、検査及び研
究を指導すること。
十 海港及び空港における検疫に
關すること。
十一 国立公園を保護し、国立公
園計画を定め、国立公園事業を
行うこと。
十二 国立公園及び温泉に關する
観光事業を指導育成し、これら
に關する利用施設の整備改善を
図ること。
十三 皇居外苑、京都御苑及び新
宿御苑を維持管理すること。
十四 景勝地及び休養地に關し、こ
れらの普及發達及び利用の増進
を図ること。
十五 國民の厚生のため公園(都
市計画上の公園を除く。)に關
し、調査を行い、その整備改善
を図ること。
十六 温泉を保護し、その利用の
適正を図ること。
十七 旅館、興行場、公衆浴場、
理容所等多数集合する場所の衛
生の向上を図ること。
十八 建築物衛生及び清掃衛生の
改善及び向上を図ること。
十九 ねずみ、ごん虫等の駆除、
へい、獸処理場等の指導監督その
他環境衛生の改善及び向上を図
ること。
二十 飲食に起因する衛生上の危
害の発生を防止すること。
二十一 と場、と畜及び犬の狂犬
病の予防に關すること。
二十二 販賣の用に供する食品、
添加物、器具又は容器包装の取
締を行うこと。
二十三 水道及び下水道に關する
こと。
二十四 墓地、埋葬、火葬等に關
すること。
二十五 前各号に掲げるものの
外、公衆衛生の向上及び増進に
關すること。但し、他局の主管
に属するものを除く。
2 国立公園部は、前項第十一号か
ら第十六号までに掲げる事務をつ
かさどる。
3 環境衛生部は、第一項第十七号
から第二十四号までに掲げる事務
をつかさどる。

(医務局の事務)
第十條 医務局においては、左の事
務をつかさどる。

一 医師及び歯科医師の身分及び
業務について、指導監督を行
うこと。
二 医療の指導及び監督を行うこ
と。
三 保健婦、助産婦、看護婦、齒
科衛生士その他医療関係者の身
分及び業務について、指導監督

を行うこと。
四 あん摩師、はり師、きゆう師、
柔道整復師等の身分及び業務に
ついて、指導監督を行うこと。
五 日本医療團の清算の指導を行
うこと。
六 医療機関の整備改善を図るこ
と。
七 医療の普及及び向上を図るこ
と。
八 国立病院及び国立療養所に關
すること。
九 国立病院特別会計の経理を行
うこと。

(薬務局の事務)
第十一條 薬務局においては、左の
事務をつかさどる。
一 医薬品、医療用具その他衛
生用品の生産配給、販賣等に關
する業務の指導、奨励、監督及
び調整を行うこと。
二 薬剤師の身分及び業務につい
て、指導監督を行うこと。
三 医薬品、用具又は化粧品、製
造業者及び輸入販賣業者に關す
ること。
四 薬事法(昭和二十三年法律第
百九十七号)に規定する不良又
は不正表示医薬品、用具及び化
粧品の取締を行うこと。
五 医薬品、用具及び化粧品の試
験、検査及び研究を指導するこ
と。
六 生物学的製剤、抗菌性物質製
剤及び特定の医薬品の検定に關
すること。
七 毒物、劇物、麻薬及び大麻の
取締を行うこと。
八 前各号に掲げるものの外、薬

事に関する法律を施行すること。

(社会局の事務)

第十二條 社会局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 社会事業の助長及び監督を行うこと。
- 二 社会事業の調査研究を行うこと。
- 三 民生委員の指導及び監督を行うこと。
- 四 社会事業関係職員の教養訓練を行うこと。
- 五 生活困難者その他保護を要する者に対して必要な保護を行うこと。
- 六 災害者の應急救助を行うこと。
- 七 身体障害者の保護更生事業を実施し、その助長及び監督を行うこと。
- 八 消費生活協同組合の助長及び監督を行うこと。
- 九 公益質屋その他社会福利施設の助長及び監督を行うこと。
- 十 災害者の救助及び保護を要する者の保護に必要な物資に関すること。
- 十一 前各号に掲げるものの外、国民生活の保護及び指導に関すること。但し、他局の主管に属するものを除く。

第十三條 児童局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 児童福祉司及び児童委員を指導すること。
- 二 児童及び妊産婦の保健の向上を図ること。

三 妊産婦、乳幼児に特殊な疾病の予防及び栄養の改善を図ること。

- 四 児童の福祉のための文化の向上を図ること。
- 五 児童の保育、養護、教護その他児童の保護を図ること。
- 六 保護を要する母子の保護を図ること。
- 七 児童の不良化を防止すること。
- 八 里親を指導すること。
- 九 児童の心身の育成発達を指導すること。
- 十 児童相談所、児童福祉施設及び児童福祉施設の職員を養成する施設の設備及び運営につき、指導監督すること。
- 十一 児童相談所及び児童福祉施設の職員を養成及び指導すること。
- 十二 前各号に掲げるものの外、児童及び妊産婦その他母性の福祉を図ること。但し、他局の主管に属するものを除く。

(保険局の事務)

- 第十四條 保険局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 政府の管掌する健康保険事業を行うこと。
- 二 健康保険組合及び健康保険組合連合会を指導監督すること。
- 三 厚生年金保険事業を行うこと。
- 四 船員保険事業を行うこと。
- 五 国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。)及び国民健康保険を行う社団法人の国民健康

保険事業並びに国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会を指導監督すること。

- 六 社会保険診療報酬支拂基金を指導監督すること。
- 七 厚生保険特別会計の経理を行うこと。
- 八 船員保険特別会計の経理を行うこと。
- 九 社会保険制度の調整を図ること。
- 十 社会保障の向上及び増進に關し、調査研究を行うこと。

第二節 附属機関

(附属機関) 第十五條 第二十九條に規定するものの外、本省に左の附属機関を置く。

- 人口問題研究所
- 国立公衆衛生院
- 国立栄養研究所
- 国立予防衛生研究所
- 検疫所
- 国立病院
- 国立療養所
- 病院管理研究所
- 国立衛生試験所
- 国立光明寮
- 国立身体障害者更生指導所
- 国立保健研究所
- 国立健康保険研究所
- (人口問題研究所)
- 第十六條 人口問題研究所は、人口問題に関する調査研究をつかさどる機関とする。
- 2 人口問題研究所は、東京都に置く。
- 3 人口問題研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

(国立公衆衛生院) 第十七條 国立公衆衛生院は、公衆衛生技術者の養成訓練並びにこれに対する公衆衛生に関する学理の應用の調査研究をつかさどる機関とする。

- 2 国立公衆衛生院は、東京都に置く。
- 3 国立公衆衛生院の内部組織は、厚生省令で定める。
- (国立栄養研究所) 第十八條 国立栄養研究所は、国民の栄養その他食生活の調査研究をつかさどる機関とする。
- 2 国立栄養研究所は、東京都に置く。
- 3 国立栄養研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

(国立予防衛生研究所) 第十九條 国立予防衛生研究所は、傳染病その他の特定疾病及び食品衛生に關し、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。

- 一 病原及び病因の検索並びに予防治療方法の研究及び講習を行うこと。
- 二 予防、治療及び診断に關する生物学的製剤、抗菌性物質、消毒材料等の検査、検定及び試験的製造を行うこと。
- 三 ペストワクセンその他使用されるものが稀で、その製造が技術上困難なワクセン及び血清の製造を行うこと。
- 四 食品衛生に關し、細菌学的及び生物学的試験検査を行うこと。
- 五 その他予防衛生に關し、科学的調査研究を行うこと。

六 予防衛生に關する試験研究の総合調査を行うこと。

- 2 国立予防衛生研究所は、東京都に置く。
- 3 国立予防衛生研究所の内部組織は、厚生省令で定める。
- 4 厚生大臣は、国立予防衛生研究所の事務を分掌させるため、所要の地に国立予防衛生研究所の支部を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(検疫所)

第二十條 検疫所は、海港及び空港における検疫及び防疫を行う機関とする。

- 2 検疫所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。
- (国立病院) 第二十一條 国立病院は、医療を行うに、あわせて医療の向上に寄與する機関とする。
- 2 国立病院の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。
- 3 厚生大臣は、必要があると認めるときは、所要の地に国立病院の分院又は診療所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。
- 4 国立病院又は分院若しくは診療所は、厚生省令の定めるところにより、その業務に差支えない限り、その建物の一部、設備、器械及び器具を、当該国立病院、分院又は診療所に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させることができる。
- 5 国立病院に、看護婦及び助産婦の養成所を附置することができる。

を定めること。
保険を行う社團法人の國民健康

厚生省令で定める。

的調査研究を行うこと。

の養成所を附置することができ

る。養成所に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(国立療養所)

二十二條 国立療養所は、特殊の療養を要する者に対して、医療を行い、あわせて医療の向上に寄與する機関とする。

2 国立療養所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、必要があると認めるときは、所要の地に国立療養所の分院又は診療所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

4 前條第四項の規定は、国立療養所又は分院若しくは診療所に準用する。

5 国立療養所に、看護婦の養成所を附置することができる。養成所に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(病院管理研修所)

二十三條 病院管理研修所は、病院管理に關し調査研究及び研修をつかさどる機関とする。

2 病院管理研修所は、東京都に置く。

3 病院管理研修所の内部組織は、厚生省令で定める。

(国立衛生試験所)

二十四條 国立衛生試験所は、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一 國家検定を要する医薬品及び食品等の試験及び検査を行うこと。

二 輸出品取締法に基き輸出する医薬品、用具、化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと。

三 不良の或ある医薬品、用具、化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと。

四 薬用植物の栽培、指導及び研究を行うこと。

五 医薬品等の試験的製造を行うこと。

六 その他衛生上必要な事項の試験、調査及び研究を行うこと。

2 国立衛生試験所は、東京都に置く。

3 国立衛生試験所の内部組織は、厚生省令で定める。

4 厚生大臣は、国立衛生試験所の事務を分掌させるため、所要の地に国立衛生試験所の支所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(国立光明寮)

二十五條 国立光明寮に關しては、国立光明寮設置法(昭和二十三年法律第六十二号)の定めるところによる。

(国立身体障害者更生指導所)

二十六條 国立身体障害者更生指導所に關しては、国立身体障害者更生指導所設置法(昭和二十四年法律第 号)の定めるところによる。

(国立教養院)

二十七條 国立教養院は、兒童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七條第一項第三号及び同法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)第十條第二項の規定により入院させた兒童の教養をつかさどり、あわせて全國の教養院における教養の向上に寄與する機関とする。

2 国立教養院の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

3 国立教養院に教養事務に従事する職員は、養成所を附置することができる。養成所に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(国立健康保険療養所)

二十八條 国立健康保険療養所は、健康保険、國民健康保険その他社会保険の被保険者及び被扶養者の療養をつかさどる機関とする。

2 国立健康保険療養所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(その他の附属機関)
二十九條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
衛生統計協議会	厚生大臣の諮問に應じて、衛生統計に關する重要事項を調査審議すること。
國民体力審議会	厚生大臣の諮問に應じて、國民体力に關する重要事項を調査審議すること。
中央衛生保護審議会	主として衛生手続に關する適否の再審査を行い、その他衛生保護上必要な事項を処理すること。

二十八條 国立健康保険療養所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

二十九條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

栄養士試験審議会	厚生大臣の諮問に應じて、栄養士試験に關する重要事項を調査審議すること。
国立公園中央審議会	厚生大臣の諮問に應じて、国立公園に關する重要事項を調査審議すること。
国立公園地方審議会	厚生大臣の諮問に應じて、当該国立公園の運営に關する重要事項を調査審議すること。
中央温泉審議会	厚生大臣の諮問に應じて、温泉及びこれに關する行政に關し、調査審議すること。
理容師養成施設指定協議会	厚生大臣の諮問に應じて、理容師養成施設の指定に關し、調査審議すること。
中央食品衛生調査会	厚生大臣の諮問に應じて、食品衛生及び食品衛生に關する行政に關し、調査審議すること。
医道審議会	厚生大臣の諮問に應じて、医師、歯科医師の免許の取消、再免許若しくは業務の停止の処分又は医道の向上に關する重要事項を調査審議すること。
医師國家試験審議会	厚生大臣の諮問に應じて、医師國家試験に關する重要事項を調査審議すること。
歯科医師國家試験審議会	厚生大臣の諮問に應じて、歯科医師國家試験に關する重要事項を調査審議すること。
醫師國家試験委員	醫師國家試験に關する事務をつかさどること。
醫師國家試験予備試験委員	醫師國家試験予備試験に關する事務をつかさどること。
齒科醫師國家試験予備試験委員	齒科醫師國家試験予備試験に關する事務をつかさどること。
醫師実地修練審議会	厚生大臣の諮問に應じて、醫師法(昭和二十三年法律第二十一号)第十一條の規定による実地修練に關する重要事項を調査審議すること。
齒科醫師実地修練審議会	厚生大臣の諮問に應じて、齒科醫師法(昭和二十三年法律第二十二号)第十一條の規定による実地修練に關する重要事項を調査審議すること。
保險婦功産婦看護婦試験審議会	厚生大臣の諮問に應じて、保險婦國家試験、功産婦國家試験、甲種看護婦國家試験及び乙種看護婦國家試験に關する重要事項を調査審議すること。
保險婦功産婦看護婦試験委員	保險婦國家試験、功産婦國家試験、甲種看護婦國家試験及び乙種看護婦國家試験の実施に關する事務をつかさどること。
医療機関整備中央審議会	厚生大臣の諮問に應じて、医療機関の整備に關する重要事項を調査審議すること。

診療報酬審議会

厚生大臣の諮問に應じて、公的医療機関の開設者が請求することのできる診療の報酬に関する事項を審議すること。

あん摩、はり、きゆう、柔道整復師、はり、きゆう、復習業中央審議会

厚生大臣の諮問に應じて、あん摩、はり、きゆう、柔道整復師等營業法(昭和二十二年法律第二百七十七号)第二條第一項に規定する学校又は養成施設等の認定及び試験、同法第八條第一項に規定する指示又は同法第十一條第二項に規定する処分に関する重要事項を調査審議すること。

医薬制度調査会

厚生大臣の諮問に應じて、医薬制度の改善に関する重要事項を調査審議すること。

日本医療團清算管理協議会

厚生大臣の諮問に應じて、日本医療團の清算に関する重要事項を調査審議すること。

薬事審議会

公定書の改訂又は追補に關し、その原案を厚生大臣に提出し、薬劑師國家試験を執行し、新医薬品その他業務に關し、厚生大臣に建議し、及び免許若しくは登録の取消又は業務の停止に対する再審査を行うこと。

中央社会事業審議会

社会事業法(昭和十三年法律第五十九号)第七條及び同法第十三條の規定によりその條限に屬する事項を調査審議する外、厚生大臣の諮問に應じて、社会事業に關する重要事項を調査審議すること。

中央児童福祉審議会

厚生大臣の諮問に應じて、児童及び妊産婦の福祉に關する事項を調査審議すること。

健康保険審議会

政府管掌の健康保険事業の運営に關する事項を審議すること。

厚生年金保険審議会

厚生年金保険事業の運営に關する事項を審議すること。

船員保険審議会

船員保険事業の運営に關する事項を審議すること。

健康保険審査会

健康保険に關する保険給付の決定及び保険料の徴収に關する不服に對して審査すること。

厚生年金保険審査会

厚生年金保険に關する保険給付の決定及び保険料の徴収に關する不服に對して審査すること。

船員保険審査会

船員保険に關する保険給付の決定及び保険料の徴収に關する不服に對して審査すること。

中央社会保険診療協議会

健康保険の保険医に對し、適正なる保険診療を指導し、及びその監督を図ること。

社会保険診療報酬算定協議会

厚生大臣の諮問に應じて、健康保険及び船員保険に關する適正な診療報酬並びに國民健康保険に關する診療報酬標準額を審議すること。

2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。
第三節 地方支分部局
(地方支分部局)
第三十條 本省に左の地方支分部局

を置く。

駐在防疫官事務所

第一款 駐在防疫官事務所
(所掌事務)

第三十一條 駐在防疫官事務所は、

本省の所掌事務のうち防疫に關する事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)
第三十二條 駐在防疫官事務所の名称、位置及び管轄区域は左の通りとする。

名	称	位	置	管	轄	区	域
北海道地区	駐在防疫官事務所	札幌市	北海道	青森縣 岩手縣 宮城縣 秋田縣 山形縣 福島縣			
東北地区	駐在防疫官事務所	仙台市	青森縣	茨城縣 栃木縣 群馬縣 埼玉縣 千葉縣 東京都 山梨縣 新潟縣 長野縣 石川縣 福井縣 三重縣 富山縣 滋賀縣 京都府 大阪府 兵庫県 奈良縣 和歌山縣 鳥取縣 岡山縣 廣島縣 山口縣 徳島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣 福岡縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分縣 宮崎縣 鹿児島縣			
関東信越地区	駐在防疫官事務所	東京市	東京都				
近畿地区	駐在防疫官事務所	名古屋市	愛知縣 岐阜縣 三重縣 富山縣				
中国地区	駐在防疫官事務所	大阪市	大阪府				
中国地区	駐在防疫官事務所	廣島市	廣島縣				
四国地区	駐在防疫官事務所	高松市	徳島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣				
九州地区	駐在防疫官事務所	福岡市	福岡縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分縣 宮崎縣 鹿児島縣				

(内部組織)
第三十三條 駐在防疫官事務所の内部組織は、厚生省令で定める。
第二款 医務出張所
(所掌事務)
第三十四條 医務出張所は、本省の所掌事務のうち國立病院及び國立療養所の業務の指導監督並びに國立病院特別会計の経理に關する事務を分掌する。
(名称、位置及び管轄区域)
第三十五條 医務出張所の名称、位置及び管轄区域は左の通りとする。

名	称	位	置	管	轄	区	域
北海道医務出張所		札幌市	北海道	青森縣 岩手縣 宮城縣 秋田縣 山形縣 福島縣			
東北医務出張所		仙台市	青森縣	茨城縣 栃木縣 群馬縣 埼玉縣 千葉縣 東京都 山梨縣 新潟縣 長野縣 石川縣 福井縣 三重縣 富山縣 滋賀縣 京都府 大阪府 兵庫県 奈良縣 和歌山縣 鳥取縣 岡山縣 廣島縣 山口縣 徳島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣 福岡縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分縣 宮崎縣 鹿児島縣			
関東信越医務出張所		東京市	東京都				
近畿医務出張所		名古屋市	愛知縣 岐阜縣 三重縣 富山縣				
中国医務出張所		大阪市	大阪府				
中国医務出張所		廣島市	廣島縣				
四国医務出張所		高松市	徳島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣				
九州医務出張所		福岡市	福岡縣 佐賀縣 長崎縣 熊本縣 大分縣 宮崎縣 鹿児島縣				

(内部組織)

第三十六條 医務出張所の内部組織は、厚生省令で定める。

第三章 外局

(外局の設置)

第三十七條 國家行政組織法第三條第二項の規定に基いて厚生省に置かれる外局は、左の通りとする。

引揚接護廳

(引揚接護廳)

第三十八條 引揚接護廳の組織、所掌事務及び権限は、引揚接護廳設置令(昭和二十三年政令第百二十四号)の定めるところによる。

第四章 職員

(職員)

第三十九條 厚生省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

(定員)

第四十條 厚生省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第十五條の規定は、國立身体障害者更生指導所に關しては、同年十月一日から適用する。

2 左の勅令は、廃止する。但し、法律(これに基く命令を含む。)に別段の定めのある場合を除く外、從前の機關及び職員は、この法律に基く相當の機關及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

厚生省官制(昭和十三年勅令第七号)

厚生部内臨時職員設置制(昭和十三年勅令第八号)

臨時厚生省に顧問を置くの件(昭和二十年勅令第五百四十六号)

人口問題研究所官制(昭和二十一年勅令第二百五十号)

公衆衛生院官制(昭和二十一年勅令第二百四十九号)

国立栄養研究所官制(昭和二十二年勅令第七十五号)

予防衛生研究所官制(昭和二十二年勅令第五十八号)

検疫所官制(昭和二十二年勅令第四百七十七号)

衛生試験所官制(明治二十三年勅令第五百五十五号)

国立少年救護院官制(昭和九年勅令第二百八十一号)

国立健康保険療養所官制(昭和十八年勅令第二十三号)

中央衛生会官制(明治二十八年勅令第五十七号)

薬剤師試験委員官制(明治二十九年勅令第九十九号)

前項但書の規定は、職員に定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一條-第四條)

第二章 内部部局及び地方機関

第一節 内部部局(第五條-第十一條)

第二節 地方機関(第十二條-第十三條)

第三章 附屬機関(第十四條-第十九條)

第四章 職員及び職(第二十條-第二十六條)

第五章 雜則(第二十七條-第二十八條)

附則

第三條第一項中「政府機関」を「行政機関」に改める。

第四條第一号中「契約」を「支出員拒行爲」に改め、同條中第二十二号を第二十三号とし、第二十二号として、次の一号を加える。

二十二 郵政事業の運営に妨げのない限り、委託により郵便に関する物品を加工し、又は郵政事業特別会計の保有する物品を賣り渡すこと。

第五條を次のように改める。(内部部局)

第五條 郵政省に大臣官房及び左の各局を置く。

監査局

郵務局

貯金局

簡易保険局

經理局

2 大臣官房に人事部、資材部及び建築部を置く。

第六條中第十号及び第十一号をそれぞれ第十七号及び第十八号とし、第十号から第十六号までとして次の七号を加える。

十 人事に關し、左に掲げる事務を處理すること。

(一) 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務及び教養に關すること。

(二) 職員の需要及び採用に關する計画案の取りまとめをすること。

(三) 職員の定員に關すること。

(四) 職員の厚生及び保健に關する事務を處理し、並びに必要な施設を設置し、及び管理すること。

(五) 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

(六) 職員の訓練に關し、取りまとめをすること。

(七) 郵政省共済組合に關する法令の執行に關する事務を處理すること。

十一 資材及び物品に關し、左に掲げる事務を處理すること。

(一) 各部局の要求する資材及び物品の需要計画の取りまとめ及び割當に關すること。

(二) 資材及び物品を購入し、借り入れ、修理し、加工し、出納し、保管し、及び配給すること。

(三) 倉庫及び工場を設置し、及び管理すること。

(四) 不用となつた資材及び物品を処分すること。

(五) 委託により郵便に關する物品を加工し、又は郵政事業特別会計の保有する物品を賣り渡すこと。

十二 土地、建物、工作物又は船舶並びにその附帶設備(以下不動産とす)又は國有財産に關し、左に掲げる事務を處理すること。

(一) 各部局の要求する不動産

の工事を設計し、及び施行すること。

(二) 各部局の要求により、不動産を取得し、及び処分すること。

(三) 國有財産及び借入不動産の保存に關すること。

(四) 不動産に關する工事の契約をすること。

十三 所部の職員の需要及び採用に關する計画案を作成すること。

十四 所部の職員を訓練すること。

十五 大臣官房の所掌事務に關する事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

十六 大臣官房の所掌事務に關する予算案を準備し、及び成立予算に基き業務計画を実施すること。

第六條に次の三項を加える。

2 人事部においては、前項第十号に掲げる事務及び第十三号から第十八号までに掲げる事務(但し、同項第十号に掲げる事務に係るものに限る。)をつかさどる。

3 資材部においては、第一項第十一号に掲げる事務及び第十三号から第十八号までに掲げる事務(但し、同項第十一号に掲げる事務に係るものに限る。)をつかさどる。

4 建築部においては、第一項第十二号に掲げる事務及び第十三号から第十八号までに掲げる事務(但し、同項第十二号に掲げる事務に係るものに限る。)をつかさどる。

第十一條を削り、第十二條を第十一條とする。

第十三條及び第十四條を削り、第十五條第四項中「第十一條から第十四條まで」を「第十一條」に改め、同條に第五項として次の一項を加え、同條を第十二條とする。

5 第一項の地方機関は、それぞれ第五條に掲げる各部局の所轄の下に、その所掌事務を遂行しなければならぬ。

第十六條第四項中「内部組織の細目は、郵政大臣が定める。」を「内部組織は、郵政省令で定める。」に改め、同條第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、以下二項ずつ繰り上げ、同條を第十三條とする。

第十七條中「第二十二條」を「第十九條」に改め、同條を第十四條とし、以下第二十三條まで三條ずつ繰り上げる。

第二十一條中「第十七條」を「第十四條」に改め、同條を第十八條とする。

第二十二條第一項の表中郵政省共済組合審査会及び郵政省共済組合運営審査会の部を削り、同條を第十九條とする。

第二十三條中「職員」の下に「の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項」を加え、同條を第二十條とする。

第二十四條を削る。

第二十五條を次のように改める。(特別な職)

第二十一條 監査局、郵務局、貯金局及び簡易保険局に、次長各一人を置く。

2 次長は、局長を助け、局務を整理する。

第二十六條から第三十一條までを

削除する。

四條すつ繰り上げる。
第三十二條中「政令で、又は政令の委任により」を削り、同條を第二十八條とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。
電氣通信省設置法の一部を改正する法律案

電氣通信省設置法の一部を改正する法律案

電氣通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「政府機関」を「行政機関」に改める。
第五條第一号中「契約」を「支出負担行為」に改め、同條第十四号の次に次の四号を加える。

十四の二 法令の定めるところに従い、政府機関、個人又は会社その他の団体の電氣通信施設の建設保存の計画を調整し、承認し、許可し、及びその実施を監督すること。

十四の三 法令の定めるところに従い、電氣通信機械の割当をすること。

十四の四 法令の定めるところに従い、政府機関、個人又は会社その他の団体の電氣通信業務の運営の計画を調整すること。

十四の五 法令の定めるところに従い、電氣通信施設並びに電氣通信用の機器及び素材に関する統計、記録その他の資料を関係政府機関から提出させること。

第五條第十六号を次のように改める。

十六 地方電氣通信取扱局（委託又は私設設備の供用によつて電氣通信業務を行う取扱機関を含む。以下同じ。）の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

第五條第十八号中「第四十二條第九号」を「第四十一條第二十三号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十八の二 第十六條第十一号の検査であつて、電氣通信省において行ふことを不利と認めるものを部外の検査機関に委託すること。

第五條第二十号中「電氣通信業務及び電波管理業務」を「電氣通信業務、電波管理業務及び航空保安業務」に改める。

第五條第二十二号の次に次の二号を加える。

二十二の二 電氣通信省の所掌事務の遂行に支障がなく、且つ、電氣通信省以外の者に委託することが困難であると認められる場合に限り、政府機関、個人又は会社その他の団体からの委託により、電氣通信用の機器、物品及び素材を調達し、保管し、修理し、加工し、及び検査すること。

二十二の三 電氣通信省の所掌事務の遂行に支障がなく、且つ、電氣通信省以外の者から調達することが困難であると認められる場合に限り、私設設備を所有する政府機関、個人又は会社その他の団体に電氣通信事業特別会計の保有する物品を賣り渡すこと。

第七條を次のように改める。
（内部部局）

第七條 電氣通信省（外局を除く）に大臣官房及び左の区分により局及び部並びに國家行政組織法第二十一條の規定に基いて、電氣通信監室及び研究所を置く。

電氣通信監室

業務局

周知調査部

計画部

營業部

運用部

國際通信部

施設局

建設部

保全部

資材部

建築部

電氣通信研究所

2 大臣官房に人事部を置く。

3 第一項の研究所は、その業務を遂行するため、方式実用化、器材実用化、基礎研究、試作、特許出版及び事務の各部門に分つ。

4 第一項の電氣通信監室及び研究所には、國家行政組織法第七條第一項の課を置くことができる。

第八條を次のように改める。
（特別な職）

第八條 電氣通信省に電氣通信監一人を置く。

2 電氣通信監は、各局及び研究所を統轄し、その業務を執行する職責を有する。

第九條第十号中「総務長官官房」を

「電氣通信監室」に改め、同條第十一号の次に次の八号を加える。

十一の二 政府機関、個人又は会社その他の団体の電氣通信施設の建設保存の計画を調整し、承認し、許可し、及び計画の実施を監督すること。

十一の三 電氣通信機械の割当をすること。

十一の四 政府機関、個人又は会社その他の団体の電氣通信業務の運営の計画を調整すること。

十一の五 政府機関、個人又は会社その他の団体の電氣通信施設及び電氣通信用の機器及び素材に関する統計、記録その他の資料を作成し、及び保存すること。

十一の六 人事に關し、左に掲げる事務を処理すること。

（一）職員の職階、任免、分限、懲戒、服務及び教養に關すること。

（二）職員が必要及び採用に關する計画案の取りまとめをすること。

（三）職員の設定に關すること。

（四）職員の厚生及び保健に關する事務を処理し、並びに必要な施設を設置し、及び管理すること。

（五）職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

（六）電氣通信省共済組合に關する法令の執行に關すること。

十一の七 所部の職員を訓練すること。

十一の八 予算が成立した場合、上官の定めた実行予算編成方針に基き、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、経理局に送付すること。

十一の九 事業計画の変更に伴い、又は経理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、経理局に送付すること。

第九條に次の一項を加える。

2 人事部においては、前項第十一号の六に掲げる事務及び第十一号の七から第十二号までに掲げる事務（但し、同項第十一号の六に掲げる事務に係るものに限る。）をつかさどる。

第十條中「総務長官官房」を「電氣通信監室」に「総務長官」を「電氣通信監」に改め、同條第五号の次に次の二号を加える。

五の二 職員（大臣官房及び外局の職員を除く。以下本條中同じ。）の任免に關する計画案を作成し、人事部に送付すること。

五の三 關係部局の要求に基き、訓練施設を設置し、及び管理すること。

第十條の次に次の一條を加える。
（業務局の事務）

第十條の二 業務局においては、第十二條から第十五條まで及び第二十五條に掲げる各部の所掌に屬する事務の外、左に掲げる事務をつかさどる。

一 所部の職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。

二 所部の職員の給与、身分等に關する意見及び資料を人事部に

の他の団体に電氣通信事業特別
会計の保有する物品を賣り渡す

第九條第十号中「経務長官官房」を

十一の十 財部職員を記載する

二 所部の職員に給與、身分等に
関する意見及び資料を人事部に

送付すること。

三 所部の職員の定員に関するこ
と。

四 所部の職員の需要及び採用に
関する計画案を人事部に送付す
ること。

五 所部の職員の住宅、寄宿舎そ
の他厚生施設の設置の計画案を
作成し、人事部に送付するこ
と。

六 所掌事務に関する統計及び資
料を分析し、及び保存するこ
と。

七 所掌事務の遂行に必要な機
器、物品及び素材に関する要求
案を資材部に送付すること。

八 所掌事務に関する法令、規程
及び規約を立案し、及び実施す
ること。

九 所掌事務に関する基準、標準
実施方法及び取扱手続を作成す
ること。

十 所掌事務の正当な管理をする
ため、業務又は施設の实地検査
を行うこと。

十一 所掌事務の遂行に必要な予
算に関する要求案を作成し、及
び決定された実行予算を実施す
ること。

第十二條中「周知調査局」を「周
知調査部」に改める。

第十二條中「計画局」を「計画部」
に、同條第一号及び第六号中「施設
部門の各部局」を「施設局」に、同
條第一号及び第七号中「施設局」を
「施設部」に、同條第六号中「電氣通
信取扱局」を「地方電氣通信取扱
局」に、同條第七号中「業務部門の
各部局」を「業務局」に、同條第八

第一節 内閣委員会會議第六号

昭和二十四年四月二十日【參議院】

号中「周知調査局」を「周知調査部」
に改める。

第十三條中「營業局」を「營業部」
に、同條第二号及び第三号中「周知
調査局」を「周知調査部」に、同條
第四号中「電氣通信取扱局」を「地
方電氣通信取扱局」に改め、同條第
九号を次のように改める。

九 第六條の規定に基き、郵政省
と委託の條件、方法等を協定す
ること及び郵政省に委託した電
氣通信省の所掌事務について、
營業上、郵便局を直接指揮監督
すること。

第十四條中「運用局」を「運用部」
に、同條第五号中「業務部門の各部
局」を「業務局」に、「施設局」を
「施設部」に、同條第八号中「周知調
査局」を「周知調査部」に改める。

第十五條第一号中「施設局」を「施
設部」に、「運用局」を「運用部」に、
「計画局」を「計画部」に、同條第四
号及び第十号中「周知調査局」を「周
知調査部」に改める。

第十五條の次に次の一條を加え
る。

(施設部の事務)
第十五條の二 施設部においては、
第十六條から第二十條まで及び第
二十五條に掲げる各部の所掌に属
する事務の外、左に掲げる事務を
つかさどる。

一 所部の職員の訓練計画を設定
し、及び実施すること。

二 所部の職員の給與、身分等に
関する意見及び資料を人事部に
送付すること。

三 所部の職員の定員に関するこ
と。

四 所部の職員の需要及び採用に
関する計画案を人事部に送付す
ること。

五 所部の職員の住宅、寄宿舎そ
の他厚生施設の設置の計画案を
作成し、人事部に送付するこ
と。

六 所掌事務に関する統計及び資
料を分析し、及び保存するこ
と。

七 所掌事務に関する法令、規程
及び規約を立案し、及び実施す
ること。

八 所掌事務に関する基準、標準
実施方法及び取扱手続を作成す
ること。

九 所掌事務の正当な管理をする
ため、業務又は施設の实地検査
を行うこと。

十 所掌事務の遂行に必要な予算
に関する要求案を作成し、及び
決定された実行予算を実施する
こと。

第十六條中「施設局」を「施設部」
に、同條第三号中「資材局」を「資
材部」に、同條第六号中「施設部門
の各部局」を「施設局」に、「業務部
門の關係部局」を「業務局」に改め、
同條第十一号の次に次の一号を加え
る。

十一の二 前号の事務を外部の檢
査機関に委託すること及び委託
を受けて前号の事務を行うこ
と。

第十七條中「建設局」を「建設部」
に、同條第一号中「施設局」を「施
設部」に改める。

第十八條中「保全局」を「保全部」
に、同條第一号及び第二号中「施設
部」に改める。

同「を」施設部に、同條第二号及
び第三号中「建設局」を「建設部」
に、同條第六号中「周知調査局」を
「周知調査部」に改める。

第十九條中「資材局」を「資材部」
に改め、同條第五号の次に次の二号
を加え、同條第六号中「保守」を
「保存」に改める。

五の二 第五條第二十二号の二の
規定に従い、政府機関、個人又は
は會者その他の団体からの委託
により電氣通信用の機器、物品
及び素材を調達し、保管し、修
理し、及び加工すること。

五の三 第五條第二十二号の三の
規定に従い、私設設備を所有す
る政府機関、個人又は會社その
他の団体に、電氣通信事業特別
会計の保有する物品を賣り渡す
こと。

第二十條第三号の次に次の一号を
加える。

三の二 不動産を保存し、及び清
掃すること。

第二十一條及び第二十二條を次の
ように改める。

第二十一條及び第二十二條 削除
第二十三條 第一号及び第二号中
「経務長官」を「電氣通信監」に改め
る。

第二十四條中「方式実用化部」を
「方式実用化部門」に、「器材実用
化部」を「器材実用化部門」に、
「基礎研究部」を「基礎研究部門」
に、「特許出版部」を「特許出版
部門」に、「試作部」を「試作部
門」に、「事務部」を「事務部門」
に、同條第二号から第四号まで及び
第十八号中「施設局」を「施設部」

に、同條第四号中「施設部門の各部
局」を「施設局」に、同條第十七号
中「資材局」を「資材部」に改め
る。

第二十五條中「各局、部及び研究
所」を「経理局、部及び研究所」に、
「第十一條から第二十條まで及び前
三條」を「第十一條から第十五條ま
で、第十六條から第二十條まで及び
前二條」に改める。

第二十六條第二項中「電氣通信研
究所を除く。」を「資材部及び電氣
通信研究所を除く。」に改め、同條
第三項を削り、同條第二項の次に次
の二項を加える。

3 電氣通信大臣は、第一項に掲げ
るものの外、資材部の事務の一部
を分掌させるため、必要な地に資
材部出張所を設けることができ
る。

4 地方機関は、それぞれ第七條第
一項に掲げる各部局の所轄の下に
その所掌事務を遂行しなければな
らない。

第二十七條第二項を次のように改
める。

2 地方電氣通信局の名称、管轄区
域及び所掌事務の範圍は政令で、
内部組織は電氣通信省令で定め
る。

第三十一條を次のように改める。
(内部部局)

第三十一條 電波監に、長官官房及
び左の三部を置く。

法規經濟部
施設監督部
電波部

第三十二條第三号中「公文書」の
下に「授受し、発送し、」を加え

第三十三條第七号中「法規的」を「法律的、経済的及び社会的」に改める。

第三十五條中「技術部」を「電波部」に改め、同條第六号を削り、同條第五号の次の五号を加える。

六 電波を監視し、及び規正すること。

七 不法に施設された無線周波施設を調査すること。

八 電波に関する國際的及び地域的條約、規則及び協定に従い、電波の監視及び規正に關し、國際電波監視機關との連絡及び資料の交換を行うこと。

九 無線用水晶片及び周波数測定器具を校正すること。

十 電波廳の所掌事務を遂行するに必要な施設を計画し、設置し、及び管理すること。

第三十六條を次のように改める。

第三十六條 削除

第三十七條第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第四項として次の一項を加える。

4 第三十五條第六号及び第七号の事務を地方電波管理局に分掌させる場合は、第二項の管轄区域にかかわらず、電氣通信大臣が別段の定をすることができる。

第三十八條中「第二十二号」を「第二十二号、第二十三号」に改める。

第四十條を次のように改める。

(特別な議)

第四十條 航空保安廳に次長一人を置く。

2 次長は、航空保安廳長官を助け、廳務を整理する。

昭和二十四年五月十三日印刷

昭和二十四年五月十四日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局

(一八七)

第四十一條中「事務部」を「航空保安廳」に改め、同條第三号中「公文書」の下に「授受し、發送し、」を加え、同條第七号中「(技術部の所掌に属するものを除く。)」を削り、同條第九号中「所部の」を削り、同條第十三号中「素材を調達すること」を「素材の需要計画を設定し、並びにこれを調達し、出納し、及び保管すること」に改め、同條第十六号を削り、同條第十五号の次の十号を加える。

十六 航空保安施設を建設し、保存し、運用し、及び管理すること。

十七 航空保安施設の建設及び保存計画を設定すること。

十八 航空保安施設の運用に関する手続を定め、及び実施すること。

十九 機器、物品及び素材の仕様を作成し、設計し、及びその製作を監督すること。

二十 機器及び物品の修理に関すること。

二十一 航空保安施設の建設、保存及び修繕に関する工事を設計し、実施し、及び監督すること。

二十二 航空保安施設の建設、保存及び運用に関する技術標準を定めること。

二十三 航空保安施設の改善のため調査、研究、試験及び試作をし、又はこれを部外の研究機關に委託すること。

二十四 航空保安業務の國際的協力のために開催される國際會議に代表者を派遣すること。

二十五 前各号に掲げるものの外、法令に基き航空保安廳に属させられた権限に關すること。

第四十二條 削除

第四十四條中「第二十二号」を「第二十二号、第二十三号」に改める。

第四十五條中「第五十一條に規定するものの外、」を削り、「電氣通信審議會」を「電氣通信省運營業議會」に改める。

第四十六條中「電氣通信審議會」を「電氣通信省運營業議會」に、同條第二項中「電波規正審議會」を「電波技術審議會」に改める。

第四十六條の次に次の二條を加える。

(電氣通信調整審議會)

第四十六條の二 電氣通信調整審議會は、第九條第十一号の二から第十一号の五までに掲げる事務の円滑な遂行を図るための機關とする。

2 電氣通信大臣が第五條第十四号の二から第十四号の五までに掲げる権限を行使するには、電氣通信調整審議會の議決を経なければならない。

3 電氣通信調整審議會は、前項に掲げるものの外、第一項の事項に關して關係各大臣に建議することができる。

4 電氣通信調整審議會は、委員十五人以内をもつて組織する。

5 委員は、關係各廳の職員及び學識経験のある者のうちから、内閣總理大臣が委嘱する。

6 この法律に定めるものの外、電氣通信調整審議會に關し必要な事項は、政令で定める。

(電波技術審議會)

第四十六條の三 電波技術審議會は、電波監理長官の諮問に應じ、電波の規律に必要な技術に關する事項を調査審議するための機關とする。

2 電波技術審議會の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

第五十條中「電氣通信審議會」を「電氣通信省運營業議會、電氣通信調整審議會及び電波技術審議會」に改める。

第五十一條を次のように改める。

第五十一條 削除

第五十二條中「職員」の下に「の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に關する事項」を加える。

第五十四條中「電氣通信大臣」を「電氣通信大臣、電波監理長官及び航空保安廳長官」に、「地方機關及び附屬機關」を「地方機關、附屬機關及び地方支分部局」に改め、「並びに電波廳(地方支分部局を含む。及び航空保安廳)」を削る。

第五十五條中「政令で、又は政令の委任により」を削る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

國家行政組織法の一部を改正する法律案

國家行政組織法の一部を改正する法律

國家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第七條中第四項を第五項とし、第三項中「前二項」を「前三項」に改

め、同項を第四項とし、第二項を第三項とする。

同條第一項の次に次の一項を加える。

2 特に必要がある場合において、前項の内部部局の外、官房及び局に部を置くことができる。

第十七條を次のように改める。

第十七條 各省に次官一人を置く。

2 次官は、大臣を助け、省務を整理し、各部局及び機關の事務を監督する。

第十八條第一項中「秘書官二人」を「秘書官三人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。